

## 過去の裁定と国会答弁について

- P 1 . . . 昭和 6 2 年裁定  
(山陰ケーブルビジョン株式会社と株式会社サンテレビジョン)
- P 1 1 . . . 平成 5 年裁定  
(高知ケーブルテレビ株式会社とテレビせとうち株式会社)
- P 1 7 . . . 再送信同意制度及び裁定制度に関する過去の国会答弁

裁 定

関係当事者

申 請 人

島根県松江市殿町8番地3

山陰ケーブルビジョン株式会社

代表取締役社長 石 原 恵 行

申請に係る放送事業者

兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目9番1

株式会社サンテレビジョン

代表取締役社長 中 内 守

昭和62年6月3日山陰ケーブルビジョン株式会社から株式会社サンテレビジョンを申請に係る放送事業者として裁定の申請のあった件につき、次のとおり裁定する。

## 主 文

株式会社サンテレビジョンは以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を山陰ケーブルビジョン株式会社が再送信することに同意しなければならない。

### 1 再送信することができるテレビジョン放送

株式会社サンテレビジョン所属香住テレビジョン放送局のテレビジョン放送

### 2 再送信の業務を行うことができる区域

松江市の一部（母衣町、末次本町、東本町、向島町、米子町、南田町、東茶町、殿町、北田町、片原町、石橋町、北堀町、奥谷町、内中原町、外中原町、中原町、末次町、苧町、西茶町、千鳥町、砂子町、堂形町、白瀧本町、八軒屋町、和多見町、寺町、魚町、灘町、天神町、伊勢宮町、御手船場町、朝日町、大正町、津田町、東朝日町、新雑賀町、雑賀町、本郷町、堅町、横浜町、幸町、袖師町、西津田一丁目及び西津田二丁目）

### 3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

1 申請の概要

申請人は、昭和59年11月21日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て島根県松江市の一部において有線テレビジョン放送事業を行っている者であるが、兵庫県神戸市所在の放送事業者である株式会社サンテレビジョン（以下「サンテレビジョン」という。）のテレビジョン放送の再送信を希望し、サンテレビジョンに協議を求めたが、協議が調わなかったとして昭和62年6月3日本件申請を行った。

申請の概要は、次のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

ア 再送信しようとするテレビジョン放送

主文の1のとおり

イ 再送信の業務を行おうとする区域

主文の2のとおり

ウ 再送信の実施の方法

同時再送信

エ 希望する再送信の開始期日

昭和62年7月1日

(2) 協議の経過

ア 申請人の所在する松江市では民間テレビジョン放送は3波（鳥取、島根両県を放送の対象地域とする株式会社山陰放送、日本海テレビジョン放送株式会社及び山陰中央テレビジョン放送株式会社（以下「地元民放3社」という。）の放送波）しか視聴できず、区域外の放送に対する住民のニーズが高く、このため申請人は、サンテレビジョンの放送の再送

信を計画していた。

イ 申請人は、昭和59年1月26日サンテレビジョンに対して再送信同意を要請したが、サンテレビジョンは、本件再送信はサンテレビジョンの放送の対象地域外において行われるもの（以下「区域外再送信」という。）であるので、申請人の所在地を放送の対象地域とする地元民放3社の同意（以下「地元同意」という。）が必要である旨主張した。

ウ 申請人は、地元同意を得るため、昭和61年6月9日以降、逐次地元民放3社と協議を行ってきたが、地元民放3社は、

(ア) 社団法人日本民間放送連盟（以下「民放連」という。）の中国地区社長会で「区域外再送信はチャンネルプランを形骸化するので地元同意を行わない」旨の申合せがあり、これを遵守する。

(イ) 地元民放3社の放送の対象地域内における放送波の再送信（以下「区域内再送信」という。）同意の際、区域外再送信は行わないことを前提としている。

(ウ) 放送事業者から相当の番組を購入しており、これらが申請人により再送信されると番組編成に影響が生じるほか視聴率低下に伴い営業収入が減り、経営に悪影響を及ぼす。

(エ) 有線テレビジョン放送事業者は、自主放送を充実すべきである。

等を主張した。

以上の主張に対し、申請人は(イ)については申請人の認識とは異なる、(ウ)については、サンテレビジョンは日本海テレビジョン放送株式会社に極めて少量の番組販売時間があるのみで、他の2社とは関係がなく経営上の影響があるとは考えられない、(エ)については、有線テレビジョン放送事業者として当然自主放送の充実に向け努力していくものである旨主張して協議してきたが、昭和62年5月に至っても結局同意は得ら

れなかった。

なお、申請人は従来からサンテレビジョンの再送信を希望していたものであるが、当初地元民放3社の区域内再送信の同意も得られていなかったため、昭和61年2月その同意を得るまでの間、区域内再送信に係る協議を主として行ってきた。

エ この間、申請人はサンテレビジョンと6回にわたり協議を行ったが、サンテレビジョンは地元同意がない以上同意できない旨主張し、昭和62年5月27日に最後の要請を行った際も同意は得られなかった。

なお、サンテレビジョンは、著作権等の処理、番組販売、放映権契約への影響についても主張したが、申請人は、これらについては一般の例により誠実に対応する旨回答している。

## 2 申請に係る放送事業者の意見の概要

サンテレビジョンが、昭和62年6月25日有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

### (1) 法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア 昭和62年4月民放連の理事会で、区域外再送信の同意について要請があった場合、要請を受けた放送局は、地元局の意見を尊重し、地元局が区域外再送信を了承しない場合はその求めに応じないとの方針が再確認されたが、その理由は、みだりに区域外再送信を行うことは地元民放の権益を侵害し、かつ、チャンネルプランを形骸化し、ひいては放送秩序を乱すおそれがあることによるものである。

地元民放3社も区域外再送信に反対している。

イ サンテレビジョンはネット系列を持たない独立U局であるため、番組

確保には苦勞しており、他の放送事業者との友好関係が保てなくなり孤立すると番組購入ができなくなるおそれがある。

ウ サンテレビジョンの主力番組はプロ野球試合であり、サンテレビジョンはこれを自主制作するほか、他の放送事業者の制作に係るものを中継する等して放送しているが、これら放送権に関連する費用は高額である。再送信に同意すべき旨の裁定があった場合には、放送権の確保ができなくなるおそれがあり、あるいは他の放送事業者及び権利保有者から区域外再送信に対し権利料を追加請求される可能性がある。

エ サンテレビジョンは累積赤字の解消されない状況下で、放送収入以外に番組販売収入の拡大に努めているが、現に日本海テレビジョン放送株式会社に対して週1回60分番組を月10万円で販売しているほか、申請人に対しても番組供給会社を通じてゴルフ番組を月18,000円で販売している。また、他の地元民放2社もサンテレビジョンから将来番組購入があるかもしれないとしている。

これらの損失ないし見込損失は、サンテレビジョンとして看過することができないものである。

オ 申請人はサンテレビジョンの香住テレビジョン放送局の電波を受信する計画であるが、兵庫県の香住と島根県の松江とは相当の距離があり、正常な電波を受信できるかどうか不安であり、適正な電波を受信できない場合はサンテレビジョンのイメージダウンとなる。

カ 申請人は自らの経営基盤の確立を図るため本件裁定を申請したものであるが、有線テレビジョン放送事業は、本来地域に密着した番組を中心に制作、放送すべきであって、再送信は従として考えるべきであり、経営努力が不足している。

サンテレビジョンとの協議の経過については、都合の良い部分を

抜粋したものであり、事実とは異なるものがある。

## (2) 協議の経過

サンテレビジョンは申請人と7回にわたる協議において、区域外再送信の申込みに対しては地元民放3社の同意が条件であると主張してきた。

## 3 判 断

### (1) 本件再送信が区域外再送信であり、地元同意がないことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図ることとし、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当する。

しかしながら、本件申請に係る再送信が区域外再送信であり、地元同意がないことを再送信に同意しない理由とするサンテレビジョンの主張には放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる事実はなく、本件において地元同意のないことは再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

### (2) 電波の受信状態への疑問を理由に再送信に係る同意をしないことについて

再送信を放送事業者の同意に係らしめているのは前述のとおり放送の意



図を保護する趣旨に出たものであり、電波の受信状態が悪く、そのことによつて放送事業者の放送の意図が害される場合は、放送事業者が、再送信に同意しないことにつき正当な理由があることとなる。

サンテレビジョンは、本件再送信が兵庫県香住テレビジョン放送局の電波を松江市内で受信して行われるものであるため、その受信状態に懸念を抱くものであるが、本件再送信は比較的遠隔地からの電波を受信して行われるものではあつても、申請人の計画に従つて松江市上東川津町嵩山の受信点において受信した場合、香住テレビジョン放送局から放送された番組の映像及び音声は実用に供しうるものであつて、放送の意図が害されることはないと認められる。

したがつて、遠隔地で受信されることに伴うサンテレビジョンの懸念は、再送信に同意しない正当な理由に該当するとは認められない。

(3) 再送信に係る同意をしないその他の理由について

ア サンテレビジョンは、同社がいわゆる独立U局であることから番組確保には苦勞しており、関係する放送事業者と友好関係が保てなくなり孤立すると番組購入ができなくなるおそれがある旨、現在番組を販売している日本海テレビジョン放送株式会社及び申請人に対する番組販売面での損失があるほか、残る民放2社に対しては将来番組販売の可能性があるとてその見込損失がある旨、同意すべき旨の裁定があつた場合には主力番組であるプロ野球の放送権が確保できなくなるおそれがある旨及び区域外再送信に伴い民間放送事業者及びそれ以外の権利保有者から権利料の追加請求の可能性があると主張するが、これらの主張は放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される事実をうかがわしめるものではないから、本件において再送信に係る同意をしない正当な理由に該当するものとは認められない。

イ サンテレビジョンは、本件申請は申請人の経営基盤確保を目的とするものであり、有線テレビジョン放送事業は本来地域に密着した番組を制作、放送すべきであって、再送信は従として考えるべきである旨主張するが、再送信同意制度は放送事業者の放送の意図を保護するものであって有線テレビジョン放送事業者の再送信の動機にかかわるものではないから、再送信に係る同意をしないことの正当な理由とはならない。

また、サンテレビジョンは、申請人の主張する協議の経過は事実と異なるものがある旨主張するが、本件裁定の判断に当たって影響を及ぼすものとは認められない。

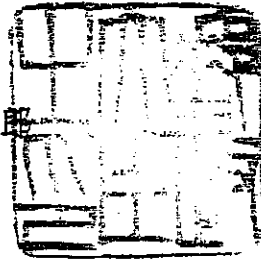
ウ なお、サンテレビジョンは地元同意なしに区域外再送信を行うことはチャンネルプランを形骸化する旨主張するので、いわゆるチャンネルプラン、すなわちテレビジョン放送用周波数割当計画と区域外再送信との関係について付言する。

テレビジョン放送用周波数割当計画においては周波数事情、放送事業存立の基盤となる経済力、放送需要等を勘案して周波数の割当てを行うこととされ、その対象地域を県域又はより広域の地域を基本として、当該地域内においてその住民が同一の放送をできる限り同等の条件で受信できるように考慮され、具体的計画が定められている。一方、本件有線テレビジョン放送事業は、松江市の一部を対象とした申請人の施設区域内で区域外再送信を行うものであり、この点に関連して、地元民放3社は、本件裁定に際し当省が行った意見聴取において、本件再送信により重大な不利益を被り結果的に視聴者住民に対するサービス低下を招く旨主張するが、本件再送信によって、周波数割当計画に定められている本件に係る放送の対象地域において現に計画された放送が実施できなくなるような具体的事実は認められないものである。

以上のとおり、サンテレビジョンが、申請人に対しそのテレビジョン放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があるとは認められないので、主文のとおり裁定する。

昭和62年7月21日

郵政大臣 唐沢 俊二郎





裁 定

関係当事者

申 請 人

高知県高知市若松町10番12号

高知ケーブルテレビ株式会社

代表取締役社長 川崎 源右衛門

申請に係る放送事業者

岡山県岡山市野田5丁目8番8号

テレビせとうち株式会社

代表取締役社長 藤田 正蔵

平成5年2月23日付けで高知ケーブルテレビ株式会社からテレビせとうち株式会社を申請に係る放送事業者として裁定の申請のあった件につき、次のとおり裁定する。

## 主 文

テレビせとうち株式会社は以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を高知ケーブルテレビ株式会社が再送信することに同意しなければならない。

1 再送信することができるテレビジョン放送

テレビせとうち株式会社所属西讃岐テレビジョン放送局のテレビジョン放送

2 再送信の業務を行うことができる区域

高知県高知市の一部（別紙のとおり）

3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。



高知県高知市土居町、梅ノ辻、天神町、筆山町、南はりまや町、本町、帯屋町、追手筋、農人町、与力町、堺町、廿代町、唐人町、九反田、南宝永町、二葉町、新屋敷、越前町、上町、鷹匠町、北本町、大川筋、桜井町、はりまや町、丸ノ内、愛宕町、小津町、桜馬場、大膳町、三ノ丸、升形、城北町、入明町、永国寺町、洞ヶ島町、寿町、宝永町、中宝永町、城見町、菜園場町、弥生町、日の出町、相生町、駅前町、知寄町、中の島、加賀野井、一ツ橋町、八反町、愛宕山、新本町、比島町、潮新町、棧橋通、塩屋崎町、百石町、愛宕山南町、中秦泉寺、西秦泉寺、東久万、中久万、西久万、南久万、万々、中万々、南万々、中水道、相模町、吉田町、北八反町、宝町、柴田町、昭和町、和泉町、塩田町、役知町、新田町、北新田町、仲田町、竹島町、北竹島町、南竹島町、高見町、北高見町、南ノ丸町、六泉寺町、孕西町、孕東町、宮前町、山ノ端町、西町、小倉町、丸池町、東雲町、青柳町、稲荷町、若松町、三園町、伊勢崎町、旭町、秦南町、福井町、福井東町、福井扇町、玉水町、縄手町、鏡川町、下島町、赤石町、中須賀町、旭駅前町、元町、南元町、山手町、井口町、平和町、旭上町、水源町、本丁筋、水通町、通町、東秦泉寺、南河ノ瀬町、小石木町、大原町、本宮町、上本宮町、岩ヶ淵、鳥越、塚ノ原、西塚ノ原、長尾山町、旭天神町、佐々木町、北端町、横内、口細山、江陽町、前里、薮野、北川添、南川添、北久保、南久保、北御座、南御座、北金田、南金田、杉井流、高埴、札場、海老ノ丸、南新田町、萩町、大谷、河ノ瀬町、東城山町、城山町、神田、東石立町、石立町、鴨部、朝倉、若草南町、鴨部高町、曙町、朝倉本町、若草町、鶴来集、吸江、五台山、葛島、高須新町、介良乙、介良、一宮、高須、横浜、瀬戸、瀬戸西町、瀬戸東町及び横浜新町の各全域並びに長浜宮田、長浜及び御畳瀬の各一部



## 理 由

### 1 申請の概要

申請人は、昭和62年6月5日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、高知県高知市の一部において有線テレビジョン放送事業を行っている者であり、岡山県岡山市所在の放送事業者であるテレビせとうち株式会社（以下「テレビせとうち」という。）のテレビジョン放送の再送信を希望してテレビせとうちに協議を求めたが、協議が調わなかったとして平成5年2月23日付けで本件申請を行い、同年2月24日受理された。

申請の概要は次のとおりである。

#### (1) 申請に係る再送信の概要

##### ア 再送信しようとするテレビジョン放送

主文の1のとおり

##### イ 再送信の業務を行おうとする区域

主文の2のとおり

##### ウ 再送信の実施の方法

同時再送信

##### エ 希望する再送信の開始期日

裁定あり次第速やかに

#### (2) 協議の経過

ア 申請人の所在する高知市では、民間テレビジョン放送は2波（高知県を放送対象地域とする株式会社高知放送及び株式会社テレビ高知（以下「高知民放2社」という。）の放送波）しか視聴できず、区域外の放送に対する住民のニーズが高く、このため申請人は、テレビせとうちの放送の再送信を計画していた。

イ 申請人は、平成2年6月以来テレビせとうちに対して再送信同意を要請したが、テレビせとうちは、本件再送信はテレビせとうちの放送の対象地域外において行われるもの（以下「区域外再送信」という。）であるので、社団法人日本民間放送連盟（以下「民放連」という。）の申合せにより申請人の所在地を放送の対象地域とする高知民放2社の同意（以下「地元同意」という。）が必要である旨主張した。

ウ 申請人は、テレビせとうちへの同意要請と併せて、地元同意を得るため、平成3年12月以降、逐次高知民放2社と協議を行ってきたが、高知民放2社は、放送事業者から相当の番組を購入しており、これらが申請人により同時再送信されると番組編成に影響が生じるほか、自社が購入して放送する番組の価値が下がり、経営に悪影響を及ぼす旨主張した。

エ 地元民放の主張に対して申請人は、住民の区域外波に対する要望にこたえ、情報格差の是正と地域の活性化を図るためであるとして、再三にわたり理解と協力を求めたが、結局同意を得ることはできなかった。

オ この間、申請人はテレビせとうちとも協議を重ねたが、テレビせとうちは、地元同意がない以上同意できない旨主張し、協議は不調に終わった。

## 2 申請に係る放送事業者の意見の概要

テレビせとうちが、平成5年4月20日付けで有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

### (1) 法第13条第2項本文の同意をしない理由

テレビせとうちは、有線テレビジョン放送事業者からの区域外再送信の同意申込みに対しては、民放連における申合せに従い、当該有線テレビジョン放送事業者が放送サービスを行う地域の民放の同意（地元同意）を尊重しており、本件の場合、地元同意が得られていないため同意できない。

### (2) 協議の経過

おおむね裁定申請書及び添付書類のとおりであるが、平成4年3月4日の申請人との意見交換の際に、再送信同意に関するテレビせとうちの基本的な考え方として次の3点を申請人に対して説明した。

ア 再送信に伴う番組中の著作物の著作権は、著作権法の定めるところに従い、申込者の責任において処理をし、テレビせとうちには一切の迷惑を及ぼさないこと。

イ 再送信を行う番組中、テレビせとうちに有線放送権のない番組及び放送権がテレビせとうちの放送区域内（岡山県、香川県）に限られている番組の再送信については、申請者が権利者との間において処理すること。

ウ テレビせとうちのキー局である株式会社テレビ東京の番組の一部が地元民放2社で放送されているという現状があり、テレビせとうちとしては、株式会社テレビ東京及び株式会社テレビ東京番組販売の利益を損なうおそれのある行為は行えない。



### 3 判 断

「テレビせとうちが、本件再送信が区域外再送信であり、地元同意がないことを理由に再送信に係る同意をしないことについて」

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

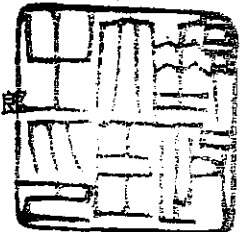
したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合は法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当する。

しかしながら、本件申請に係る再送信が区域外再送信であり、地元同意がないことを再送信に同意しない理由とするテレビせとうちの主張には、放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる事実はなく、本件において地元同意のないことは再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

以上のとおり、テレビせとうちが、申請人に対しそのテレビジョン放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があるとは認められないので、主文のとおり裁定する。

平成5年6月10日

郵 政 大 臣 小 泉 純 一 郎



○鈴木恭一君 その次は第五條の再送信の同意の問題でございます。これは放送法の第六條と同じ趣旨であると考えます。第六條は、著作権の保護の規定ばかりでなく、その編集が再放送の際に歪曲されるということに対する保護、こう我々は解釈しております。そこで放送協会の共同聴取の場合でも、放送が中断されるような施設のある場合に、この規定の存在の意義がある、こう解釈してよろしいでございますか。

○衆議院議員（高塩三郎君） 大体その通りでございますが、なお附加えて御説明申し上げますが、第五條の再送信の同意に関する規定で、NHKをも含めた無線放送事業者の同意を要することといたしましたのは、中継、特に録音中継の場合における放送著作権の保護と、いわゆるまぎれ放送による権利の侵害を防止するためであります。

.....

○山田節男君 ラジオの共同聴取の場合、特に北海道のような無電灯町村、ああいふ所においては私は今言われておる通り賛成です。併しこの法案に街頭放送が入っているということになれば、この有線放送の通信設備に関して電気通信省が監督するという事は、認可するということは、設置の場所とか、或いは設置の施設の完全、不完全、こういうようなことが私はあるだろうと思います。併し我々が概念的に考えなければならぬことは、そういう電気通信省の監督すべきものは、施設設置の場所、それから施設の内容です。例えば完全、不完全……、けれどももつと大きな問題は、やはり放送の内容なんです。プログラムによつて放送するというならばそのプログラムの編集について、やはり監督官庁は、これは先ほど申しましたように、これを思想的に反動的な、或いは共産主義者にこれを巧みに利用されることを防ぐのは、やはり電波監理委員でなければならぬ。而も業務的に言えば、これは電波監理委員会が主管すべきものだ。ただ問題は施設に関する限り電気通信省がこれを監督すべきであると、内容から言えば、これは電波監理委員会の主たる管轄でなければならぬ、これは勿論であります。だから技術的に言えば二重の許可制になるということになりますけれども、併し本来から言えば、これはやはり二重許可制になつても、殊に街頭放送を含んでいるということになれば、街頭放送だけを、而も営業的な街頭放送が届出主義によつてこれを認可されるということになれば、これは私は相当に規正する必要があるのではないかと思う。だからそこに私はやはり認可制というものが必要ではないか、かように私は考える。これも一つ後ほど当委員会において御審議願いたいと思います。

それから第五條のいわゆる放送事業者の同意を得なければ再送信できない。これは御承知のように極めて最近に実施されるのであります。民間放送はこれは商業主義、コンマーシャリズムでこれは同意を必要としない。むしろ非常に喜ぶのです。アメリカの実際を見て、ああいふコンマーシャルな民間放送であつて、如何にして受信して宣伝するかということが民間放送の根本政策なんです。ですからNHKとは根本趣旨が違うのです。ですから例えば東京或いは大阪の民間放送業者にこれを著作権の侵害という意味から同意を得るということに規定する必要があるかどうか。商業主義、コンマーシャル・ベースの上において民間放送の同意を得るということはおかしいと思うのです。非常に向うは喜ぶのです。一人でも多く聞かしたいという立場の放送ですから、NHKと根本的に立場が違う。これは私は関連を持つと思うのですが、こういうことを全然お考えにならなかつたかどうか。

○衆議院専門員（吉田弘苗君） お説のように再送信の同意につきましては、民間放送業者は恐らく中継したいことを歓迎するのであつて、同意を拒むことはなからうと思います。尤も同意などは必要がない場合が多いと思うのでございますが、一つには放送著作権の規定がございまして、その関係から放送法にも、御承知のあらゆる民間放送を含めました放送事業者につきまして、再送信の同意を得なければならぬという規定がございまして、それと同様の趣旨にいたしました。さような事例が生ずるか、生じないかは存じませんが、例えば有線放送を行いますものが、民間放送のプログラムのエンターテインメントなところばかりをとりまして、広告というような部分はカットするということをやるといふ虞れもある、なきにしもあらずと思ひます。そういうことがたび重なれば、恐らく民間放送も同意を拒むということもやはり絶無とは言えないと存ずるのであります。要は放送法と同趣旨によりまして著作権の保護、放送著作権の保護のために、かような規定をNHK及び民間放送の相互に通じまして設けた次第であります。

○阿部（未）委員 その次に、十三條の再送信の関係ですけれども、ここもまずこの法解釈からお伺いしておきたいのですが、十三條の二項で、原則として「有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者の同意を得なければ、そのテレビジョン放送を受信し、これを再送信してはならない。」こういう原則を打ち立てて、そしてその次に、ただし書きが十三條の一項になつておる、こういう理解でございますか。

○藤木政府委員 この同意の問題は、現在の有線放送業務の運用の規正に関する法律というものにもございまして、これをそのまま持ってきたわけでございますが、おっしゃいますように、特にいわゆる難視聴地域の場合は、受信障害を発生する地域におきましてはこの同意が要らないということになるわけでございます。

○阿部（未）委員 それで藤木局長、私が申し上げたように二項がまず原則になつて、二項のただし書きの部分が一項に戻つてくる、そういう法解釈でしよう。

○藤木政府委員 おっしゃるとおりでございます。

○阿部（未）委員 それではその次ですけれども、ここで同意を要する、同意を得なければ再送信してはならないということになっていまして、この同意を得るという考え方ですが、同意を得るためには放送事業者との間で有料といひますか、金を取るか取らぬか、いわゆる有料か無料かというような問題も入ってくる心配があるのじゃないかと思うのですが、同意ということばをどういふふうに理解すればいいんですか。

○藤木政府委員 現在、著作権法というものができておりますので、前とはちよつと違つてはいるわけでございますが、そもそも、放送を出すという放送事業者にとりましての権利があるわけでございますので、そういう点を私どもとしては尊重して、かつてにやつて商売をしたのじゃいけないという意味で同意ということ掲げたわけでございます。

○阿部（未）委員 したがって、その想定される場合は、この同意を得るという内容には、有料で契約をしなさいよという趣旨があるのか、単によつてございまして、と言つてくれればそれでいいのか。もう一つは、同意しません、と言われたときには一体どうなるのか。この前、下田の方が非常にそのことを強調されて、東京のチャンネルを見たいんだけれども、同意がなくて見れない。山梨でも何かそういうところがあったようですが、同意がなくて見れない。繰り返しますが、有料を想定しているのかどうか。もう一つは、同意をしない場合はどうなるのか。この点はどうか。

○藤木政府委員 同意の条件としての金銭の問題でございますが、私どもとしては、そういうことは実はあまり想定してないわけでございまして、金銭の問題はいわゆる著作権法のほうで解決してもらえばよろしいのじやなからうかと思っております。

それから、同意をしない場合ということもあり得るわけでございますが、やはりこの放送事業者の側から申しますと、自分のほうが不利になるということになりますと、なかなか同意しないということもあろうかと思っておりますので、私どもとしては、放送事業者の便利ということも考えましてこういう条項をつけ加えたわけでございます。その下田のような場合は、東京のチャンネルを受けたいということでございまして、私どもとしましては、放送自体の秩序ということを考えまして、現在のチャンネルプランというものができて、そこで放送事業者が放送をやっているということでございまして、その秩序を破ってまで放送事業者に同意をしるというわけにもいかないのじやなからうかと思っております。この点は非常にデリケートな問題でもございまして、必要があれば私どもも、行政指導ということばでございませうけれども、そういうようなことをする必要もある場合もあろうかと思っております。

○阿部(末)委員 いわゆる同意を得る中に、金銭のやりとりといいますが、契約は考えていないと局長おっしゃるのですが、私はむしろそのほうが大きい問題になるのではないかという気がするわけです。もちろん、再放送してもらうことになるわけですから、それが有利であると認める場合については、民放さんでも無料で同意をする、と思います。しかし逆に、著作権の問題から考えれば、制作費だとかかかっているわけだから、それをた金をくれということだとしてこれはあるのじやないか。したがって、有料、無料を問わず、有料にする場合はこれこれの基準というふうな、あとに出てくる役務の提供等の関係、あるいはその前の九条の施設の提供義務と使用条件の関係とか、こういうものが放送事業者と有線テレビジョンの放送事業者との間にかかわることになるのじやないか。そうすると、そのことについて監督官庁として郵政省が何か押えておかなければいけないのじやないか。したがって私は、同意をしなければならぬというのにはちよつと酷だと思っておりますけれども、同意を得なければならぬというの、片方に酷なような気がしますので、このところをもう少し検討すると同時に、有料、いわゆるお金を払って再放送してもらうという場合も起こり得ると思うのでその場合についても考えておかないと、チャンネルを持つておるほうが強くなって、もらうほうが弱くなって、膨大な金を取られても困るし、同時に同意をせぬでも困ると思うのですが、その辺何か考えてもらえないでしょうか、どうでしょうか。

○藤木政府委員 おっしゃいますようないろいろな問題が起きると思います。それで、私どもとしましては、ケース・バイ・ケースで技術指導をやっていくということよりいまのところはほかに方法がないのじやなからうかと思っておりますが、おっしゃることは十分に理解できますので、そういった点も十分に検討しながら行政指導していきたいと考えております。

○阿部(末)委員 行政指導といっても私は限界があると思うのです。やはり法律に明らかに「同意を得なければ、そのテレビジョン放送を受信し、これを再送信してはならない。」と規定されておれば、これは行政指導にもおのずから限界が出てくる。したがって、この同意を得なければならぬということばをもう少し何か考えてみていただいて、同時に、私が申し上げた金銭上の問題、契約上の問題がまた出るおそれがあると思うのです。少し検討を加える条項じやないかという気がしますから、いま直ちにどうこうということにはいかぬでしょうが、少しお考えいただきたい点でございます。どうでしょうか。

○藤木政府委員 私どもは、原案を国会に提出して御審議をお願いしているという立場でございますので、いま私どもとしてこれをどうのこうのと言うわけにいきませんから、いまのところはやはり行政指導ということばしかないわけでございまして、先生のおっしゃることは十分に理解できるわけでございます。

.....

○中野(明)委員 最後にもう一点だけ。十三条の二項で「有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者の同意を得なければ、」ということになっておりますが、最近放送事業者が同意を拒否しているという事例を聞くわけであります。放送事業者が有線テレビジョン放送事業者に対して再送信の同意を与えないという理由、これはおもにどのような理由で与えておらないのか。郵政省でどのように認識をしておられるか、お尋ねをしたいわけです。

○藤木政府委員 放送事業者関係者間の十分な話し合い、調整が行なわれないままに再送信の同意が与えられるということになれば、いわゆる放送秩序の維持あるいは放送の健全な普及という面から問題があるのではなからうかと私どもとしましては考えておるわけでございます。實際上同意が与えられないという場合は、地元の放送局に対しまして放送番組の提供を行なっている区域外のキー局といったものは、自分の番組がそれだけ広がるということもあろうかと思っておりますけれども、また一方自分のつくった番組がかってに放送されることは好ましくないということで、同意を与えない場合もあるというふう聞いております。

## 昭和四十七年五月二十三日 第六十八回国会 衆議院 逓信委員会議事

○森本参考人 民放連の森本でございます。

(略)

次に、著作権関係でございますが、昨年から新著作権法が実施され、特に著作隣接権が新たに制定されたわけですが、実施早々のことでもあり、必ずしもすぐに完全に運用されるとは思われません。

アメリカにおいても、御承知のごとく、本年三月より新規則が施行されることになりましたが、著作権関係については、今後の国会の審議にゆだねておるよちな状況でございます。したがって、著作権法との関連を持ちつつ順次整備せられて、放送及び有線テレビがともどもに健全な発達を遂げて、国民の福祉に一そう寄与するようにはかされることを切望いたします。

次に、各条的に意見を申し上げますと、第五条につきましては、外国関係の組織に対するものでありますが、「許可を与えないことができる。」となっておりますが、電波法の第五条のごとく、許可を与えないということではないかと考えられます。

次に、第十三条の再送信の関係でございますが、第一項につきましては、地元のすべての放送局の番組を、変更を加えないで、同時にこれを再送信しなければならぬと規定されておりますが、第二項においては、それ以外の地域について同意書を要する、こういうことになっております。これは放送法においてもその第六条において、「同意を得なければ、他の放送事業者の放送を受信して、その再放送をしてはならない。」となっております。また有線放送業務の運用の規正に関する法律においても、「有線放送の業務を行う者は、同意を得なければ、放送事業者の放送を受信しこれを再送信してはならない。」となっておりますが、この法案も同種のものと思われ、第一項はむしろ除外というふうにご考えられます。現在は同意書によってこの点を確認しておるわけでございまして、もし第二項がないといたしますと、以下申し上げますような事情によって、著作権者、放送業者、さらにはCATV業者にも御迷惑をかけることができるのではないかと考えられます。

第二項がない場合を考えると、この地域は法案の大きな目的の一つであります難視聴救済には直接の関係のない地区なので、再送信は本来の目的のために利用しようとするものと考えられます。したがって、最悪の場合は番組の内容を変更し、あるいはCMを差しかえて再送信する場合もあり得るわけでございまして、放送局側が高い制作費と、苦心してつくった企画意図が、曲げられることになるわけでございまして。

また、著作権問題につきましても、先ほども申し上げましたように、新著作権法が施行されておるのでございまして、その運用面で

はまだ必ずしも完全ではございません。国内問題については解決しやすいと思いますが、テレビ番組は外国関係のものが多く、外国の放送局、映画会社等があり、現在でも問題を内蔵しておるのでありますが、この問題はわが国のCATVが発展したときに大問題となるものと思われ、これが処理ができるかどうかということも心配しております。場合によっては、放送番組の選択が拘束されるような事態ともなりかねないと思います。特に区域外の再送信につきましては、放送番組の再送信がどこでも自由にできるということになりますと、著作権に付随した問題とは別個に、地域とかけ離れた放送番組がCATVで無秩序に持ち込まれるようになり、地元の放送は次第に無視されてくるようになるのではないかと思います。

御当局におきましては、放送は地域と密着する必要があるとの御方針をとり、放送の県域化を徐々に進めておるわけでございますが、CATVといえども、放送と同じ秩序に置くのでなければ、この方針が無意味になるのではないかと思います。またCATVが番組の多様化に役立つとの考え方もありますが、ばく大な設備投資を要するCATVはどうしても虫食的に、局所的に施設されますので、県域内での番組格差はますますひどくなる場合もあると思います。また、無料でサービスする放送に有料のCATVが肩がわりするとすれば、住民の経済的負担をふやし、住民の福祉向上になるかどうか疑問だという点もあるわけでございます。

さらに、この問題は地元放送局にとっては、死活問題にもなりかねない重大な影響を持つものでございまして、こういう場合は業務区域内のすべての放送業者の意見を尊重して処理されるように再三にわたってお願いをしている次第でございまして、これについては、テレビ放送事業と有線テレビ事業が共存共栄をはかり得る施策をとっていただくよう特に希望する次第でございまして、

そのほかに、放送番組によっては地域の指定があるものがございまして、また、コマーシャルについては、スポンサーの意向により地域の指定がある場合もあって、無断で再送信をするということになれば、たとえば、現在でもスポンサーがその地方に商品を送っていないのにCMが出て、スポンサーに迷惑をかける事態がたまには起こっておりますから、これが続発するということになるとたいへん混乱を来す。また、地方へ番組を流します場合、スポンサーづきでいわゆるネット番組として送るか、あるいは番組販売として売り渡しておりますが、有線テレビは野放しということになりますと、商業放送というものが成立しなくなるおそれがあります。また、いわゆるチャンネルプランというの無意味になって、両面から放送界の秩序を乱すということになります。

それなれば、第一項を全国的に適用するということになりまして、どこどこ放送局を指定するとかいうような点でたいへんむずかしいように思います。場合によっては、有線テレビ業者に負担をかけるということも考えられます。もし、第二項だけなくなるということになりますと、われわれとしては著作権隣接権を行使して裁判に持ち込むというようなことにもなり、場合によっては停波というようなことにもなりかねないわけでございまして、これは視聴者のほうにも有線テレビ業者にも御迷惑をかけることになりかねません。したがって、現在においては第二項が最も実情に合ったものと考えられます。

(略)

○小川参考人 有線放送協議会の小川でございまして、

(略)

第十三条の二項の再送信に関する放送事業者の同意条項につきましては、私どものほうでは、昨年来、これは不要なのではないかというふうに判断いたしております。この点につきましては、CCIS調査会の中でも問題になっておりますが、著作権法に、隣接著作権の規定がある以上、特にこの条項の必要性はないのではないかというような意見でございまして、区域外再送信というものCATVのメリットの一つである以上、区域外再送信が庶民の願望の一つである以上、それに対する拘束は少ないほうが望ましいと思われまして。区域外再送信の行なわれる地域は、これは案外限定されたものになるかと思っております。日本国じゅうに普及するというようなことは考えられないわけでございまして、さらに区域外再送信が行なわれるということが望ましくないのであれば、民放の置局の数がふえれば区域外再送信のメリットも減少するわけでございまして、これはさほど強い規制はあるいは必要ではないのではないかというのが私どもの見解でございまして、

## 昭和四十七年五月三十一日 第六十八回国会 衆議院 通信委員会議事録

○武部委員 再送信の同意の問題についてここで何回かやりとりがありまして、私も大体承知をいたしました。いたしました、現実にはいま郵政省がつかんでおる、この再送信の同意をめぐってトラブルがある理由ですね。どういふことでこの再送信の同意が得られないのか。これでトラブルが起きておる地域が若干あるようですが、それをひとつ、どういふ内容なのか、理由をひとつ聞かしていただきたい。

○藤木政府委員 現在再送信の同意が得られなくて非常に困っているというところは、たぶんだらうと思っております。まあしかし、過去におきましてそういった例はあったわけでございまして、これはいろいろなケースがあるわけでございまして、放送事業者が自分の出している電波を、かつて受信してそれをさらに再送信するというにおきまして、その相手あまりはつきりしないというような場合もあったわけでございまして、それからまた、いわゆる著作権法というものが改正になってない状態でございまして、そういった面からも放送事業者のほうの権利ということを主張しまして、同意をしてないということもあったようでございまして、

○武部委員 この再送信の同意条項については、いろいろ意見の分かれるところでありまして、

そこで、いま著作権法ということをおっしゃったわけでして、このことについてお尋ねをいたしますが、四十六年の一月一日施行されました新著作権法、この施行後、この電波メディアをめぐって著作権者と利用者との間に特に紛争は生じていないかどうか、その点はいかがですか。これは文部省においでをいただきましたから、お伺いしたい。

○加戸説明員 御承知のように、新しい著作権法が昨年一月一日に施行されまして、特に放送関係につきましては、権利者、使用者間で円滑な話し合いが進められて、妥当な法律運用がされているわけであります。有線放送関係につきましても、たとえばミュージックサプライのような、音楽を提供するそういう分野につきましても、話し合いが大体ついております。問題は、有線テレビジョン放送関係の問題でございまして、トラブルと申しますか、具体的にどういふ形で放送をさせるか、そういうことについて著作権者側が条件を提示するという具体的な段階に至っていないために、また事実上、有線テレビジョン放送等が行なわれているけれども、それについての契約がまだ成立しない、現在はまだその話し合いの段階にあるということにございまして、特にトラブルということではございませんが、話し合いが双方間で進められている、そういう状況と承知いたしております。

○武部委員 この著作権法の問題は、非常にこれは専門的なことでございまして、私どもよくわかりませんのでいろいろ研究をしなければなりませんが、この再送信、あるいは義務的再送信、それから自主放送——自主放送はいいわけですが、再送信の場合に、それが著作権法と非常に関係が出てきて、将来大きな問題を投げかけるのではないだらうかというように、しろうと考えるとすれどもわれわれは考えておるわけです。そこできょうは、このCATV法案のことです。著作権法の問題については非常に詳しい論議が文教委員会で行なわれているようでございまして、その議事録を拝見いたしましても、非常にこれは専門的でありますから、私どもよく理解ができませんが、いずれにしても、この第二次使用料、いわゆる隣接権であるところの実演家ですね、そういうもの、このことについて日本レコード協会と日本芸能実演家団体協議会が、文化庁長官から、その使用料請求窓口機関として指定をされたわけですね。四十六年度の初年度にNHKが七百万円、民放二千万円、こういうものを支払うことになっておるわけですが、四十七年度等については

どうなっておるか、これを聞きたい。

○加戸説明員 ただいま御質問のごさいました件は、著作権法の九十五条と九十七条の規定に基づきまして、商業用レコードを使って放送局が放送を行ないました場合に対する二次使用料のお話でございます。これにつきましては、先生ただいま御指摘ございましたように、四十六年度にはNHKから七百万円、それから民間放送から総額二千百万円、合わせまして二千八百万円が実演家の団体とレコード製作者の団体双方と同額ずつ払われております。この額は、四十七年度につきましては、NHKは同額でございますが、民間放送につきましては二百万円増額しまして二千三百万円が支払われる予定でございます。なお、四十八年度につきましては、さらに民間放送は二百万円増額しまして、二千五百万円の予定となっております。

○武部委員 九十五条、九十七条の問題について御質問したわけですが、いま一つ、新しい著作権法によって、CATVによる義務的再送信について、CATV事業者に対して実演家あるいは放送事業者が著作権を請求するということはありませんか。

○加戸説明員 実演家につきましては、その実演を放送したものをさらに再送信するいわゆる有線放送につきましては、著作権法上は権利がはずれております。つまり実演家の権利というものは、放送する段階で自分のみずからの権利を確保する。したがって、一度放送されたものについては、それが有線放送されるについては、放送事業者がもし権利を持っておればそれをチェックするというので、放送事業者の権利によって担保する、そういうシステムをとっております。

それで、いま御質問のごさいました件については、放送の、有線放送につきまして、法律上その権利が及ぶ場合と及ばない場合がございますけれども、たとえば非営利の場合については及びませんが、もし権利が及ぶ場合ですと、放送事業者がその同意を与えるにつけて、有形、無形で実演家のほうからプレッシャーがかかるということは考えられますが、法律上のたてまえとしては、実演家には権利はございません。

○武部委員 このCATVというものは非常に社会的要請が強い。また難視聴解消を目的としたものだというような、そういう目的を持ったCATVに対する著作権というものは、これは非常に問題が複雑だと思うんですよ。このことについて、新しい著作権法によるもののいろいろな必要な問題、よくわかりますが、このCATVの問題について、今後新しい課題としてこの著作権法とCATVとの関係について、郵政省としては何か統一的に考えておることがあるかどうか、それを伺いたいと思います。

○藤木政府委員 著作権の問題につきましては、実務的に具体的に解決していくべきだろうと思っておりますので、私どもとしましては行政指導をいたしまして、円満に解決するように取り計らっていききたい、そういうふうを考えておるわけでございます。

○武部委員 それじゃ、ひとつ具体的なことをお聞きいたしますが、山梨地区におけるこのCATVの、東京地区の導入の問題であります。この問題に関して協同組合の日本放送作家組合が放送脚本作家を代表して著作権処理を要求したということを知っておるわけですが、具体的にはどのように解決したか、それを御承知ですか。

○加戸説明員 ただいま先生御指摘ございました日本放送作家組合からの申し入れの件につきましては、文化庁としては承知しておりますけれども、この問題につきましてはちょっと複雑なケースでございまして、いわゆる単純な難視聴地域における再送信の問題ではなくて、東京エリアだけをカバーしている放送を山梨地区に導入して、そこでまた新たに放送地区が広がるケースと考えられる。そういったと、著作権者側の立場からいたしますと、一つの利用される著作物利用分野が広がっている、そういう形でございまして、それに対して苦情の申し入れがされておるわけでございます。

この問題につきましては、現在まだ解決いたしておりませんが、基本的にはCATVに関します著作物利用問題というのがどの程度の妥当な料金で話し合いがつかのか、その辺がまだテストケースの段階でございまして、両者間において話し合いが続けられているということでございます。私どもの立場といたしましては、まず当事者間で円満な妥結を期待し、場合によりましては文化庁としても間に入ってごあっせんするということも考えておるわけでございます。

## 昭和四十七年六月六日 第六十八回国会 参議院 通信委員会議事録

○西村尚治君 それから十三条にまいりますと、十三条の二項ですけれども、「有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者の同意を得なければ、そのテレビジョン放送を受信し、これを再送信してはならない。」となっております。「放送事業者の同意を得なければ、」ということとは、これはどういった点の配慮に基づくものなのか。著作権使用料の問題もございましてね。そういった点なのか、それとも郵政省のほうの行政指導で、それぞれ民間放送事業者に対しては、放送区域、業務区域というものが設定してあります。いわゆる現行の放送秩序というものが一応立てられております。その放送秩序を乱してはいかぬからという配慮からなのか、どこに重点があって、この同意を得なければならぬという規定が設けられたのか、その辺のところをちょっと教えてください。

○政府委員（藤木榮君） この同意の条項でございますが、これは現在の放送法にもそういったことがございまして、現在、有線放送業務の運用に関する法律という現行法にも同意の条項がございます。まあ今回も、それと同じ同意の条項を入れたわけでございますが、それにつきましては、おっしゃいますように、著作権と、まあ放送の場合ですと、隣接著作権といいますが、そういったものに関係するわけでございます。それが主体でございますが、実際個々の場合になりますと、いろいろおっしゃいましたような放送秩序の問題もございまして、まあそういったことも含めて私どもとしては考えておるわけでございます。

○西村尚治君 そこで、その同じ十三条の三項ですけれども、三項に「前項本文の同意に関し当事者間に争いがあるときは、当事者の双方又は一方は、郵政大臣に対し、その争いの解決を図るため、あっせんの申請をすることができる。」それから第四項には、「郵政大臣は、前項の申請があったときは、当該申請に係る争いがあっせんに適しないと認める場合を除き、あっせんに努めなければならない。」という条文が、これは修正で設けられたわけでしょう。

そこで大臣にお尋ねしたいわけですが、そのあっせんに持ち込まれたときの大臣の考え方、基本的な姿勢ですね。何とか同意を取りつけてあげるようになるのか、それとも、できるだけそうでないようになだめようとなるのか、その辺についてちょっとお聞きしたいんですが、同時に、あと時間がありますれば触れたいと思っておりますけれども、どうもCATVというものは、大都市においてはなかなか経営が思うようにはいかないと、アメリカなんかの例を見ましても、ニューヨークだとか、その他大都市におきまして単なる義務再送信をやる場所は、チャンネルが要するに、豊富などころではあまりCATVが成り立たない。地方都市においてチャンネルの数が少ない、だからよその放送を持ってきて聞きたいというようなところになって初めて、CATVというものの加入者も多く、またCATV業者もペイするんだという実態があるわけです。

まあ日本も、どうも東京ケーブルビジョンの例を見ましても、どうもそういうようなことで、大都市と地方都市とチャンネルの数においていわゆる地域格差というものがあるわけです。日本でも、地方の人々は、東京のように七チャンネルも見たいと、せいぜい四チャンネルぐらいしか見たいわけですから。何とか東京や大阪のテレビが見たい、聞きたいという気持ちは、これは切なるものがあると思うんです。そこで、CATVが地元でできたときに、東京のキー局に同意を得たいと言うて、それがどうも思うようにはいかぬといったような事態が発生した場合に、それがあっせんに持ち込まれたときに、大臣としては、できるだけチャンネル数における地域格差の解

消をすると、地元民の要望にこたえるという方向で同意を取りつけられるように、これはあつせんをしていただきたいものだというふうに考えるわけですが、もちろんキー局、民放自体、利害関係いろいろあるかと思えますけれども、大きな方向としては、そういう方向でやってもらうべきじゃないかというふうに考えるのでございますけれども、大臣の御見解をお聞きしたいと思います。

○国務大臣（廣瀬正雄君） 今度の修正案で、ただいま御指摘のような問題が起こってきたわけですが、まあそういう条項が入ってきたわけですが、これにつきましては、まあ私もあつせんするについては、ケース・バイ・ケースで考えていかなくちゃならないということは、先ほど電波監理局長から申し上げたとおりでございますが、ただ、まあ基本的な姿勢といたしましては、視聴者の利益に重点を置きまして、その利益を考えてあつせんの努力をするということと、先刻からいろいろお話があつておりますが、放送秩序を乱してはならないという、こういうことも念頭に置いてあつせんをしなければならぬ、こういうふうに考えておりますわけでございます。

それから区域外の乗り入れの問題でございますが、私、解釈が違つておるかもしれませんが、そういうことについては、なるほど地方におきましてなるべくたくさん電波を受信したい、テレビを見たいという気持ちは十分わかるわけですが、その辺は十分尊重しなくちゃならぬと思つておるけれども、そのようなことによつて、またローカルの放送業者を圧迫するようなことになつてはならないと思つてございまして、これまたよほど彼我いろいろ考え合わせまして措置するということとでなくちゃならないと思つてございまして、現在、私もといたしましては、そういうふうな方向で考えておりますわけでございます。

.....

○森勝治君 私が質問した問題については、今後御検討を問わず、全国的な視野に立つて御検討を問わずということですが、テレビ局の増置ということが困難になつてきた場合、もしそうとするならば、少なくともCATVによる区域外再送信というものが、いまCATV業者のほうから盛んに希望されている問題であります。それなら、これらの業者の希望どおり、実施するような方法を講ずべきではないかと私は考えておりますが、この点は郵政省はどういう考え方をお持ちですか。

○国務大臣（廣瀬正雄君） この問題につきましては国民の要請から申しますと、ただいま森委員おっしゃつたとおりであるかと思つておるけれども、なるべくたくさんチャンネルによつて放送を見たい、聞きたいというわけですが、そういうような国民の欲求と申しますか、これは私は一応うなずける点がありますわけですが、そういう意味におきましては、区域外の放送も認むべきであるということになりますわけですが、しかし、各地には、おのおのローカル放送というものもありますわけですが、その事業を進捗するということもまた考えなくちゃならない一つの問題でありますから、各地の状況に応じまして、そして国民の、その地域住民の欲求を勘案いたしまして、そしてケース・バイ・ケースで検討し、対処していく、しかも、それは国民の利益ということに立つて考慮をしていくべきであると、こういうふうに考えておりますわけでございます。

○森勝治君 衆議院の修正を見れば、再送信に関する両者の協議がととのわぬ場合には、郵政大臣のあつせん——あつせん義務を負わされることになつたわけでありまして、私は、そんなときには、郵政大臣は、当然、国民大衆の心を心とするあつせんを、そういう立場でおやりになるだろうと、期待をしたいところでありますけれども、この点明快に心配りのほどをひとつお聞かせ願つておきたい。

○国務大臣（廣瀬正雄君） ケースによつていろいろ事態が違うかと思つておるわけですが、根本的な姿勢は、ただいま森委員がおっしゃつたとおりでございますが、先生の御指摘のような気持ち、そういう姿勢で、国民の利益、国民のメリットということを基調として主張してまいりたい、こういうふうに考えておりますわけでございます。

### 昭和四十七年六月八日 第六十八回国会 参議院 通信委員会議事録

○参考人（杉山一男君） 民放連の杉山です。  
(略)

次は、第十三条の二項でございますが、ここで再送信の同意条文があるわけでありまして、これは既存の放送秩序を守り、その調和の上に立つて、有線テレビの発展を期待するものとして、民放連はきわめて適切な条文と考えております。しかし、修正案において、再送信の同意に関し紛争を生じた場合、郵政大臣が調停、郵政大臣があつせんにつとめるということがつけ加えられたわけでありまして、これはたして適当かどうかということでございます。それは有線テレビジョン法案が成立すれば、放送も有線テレビも、ともに郵政大臣の監督下に置かれるわけでありまして、したがつて、大臣が行政行為として有線テレビ許可を与える場合は、当然放送の秩序、あるいは放送の事業者の立場、そういったものを十分考慮しながら有線テレビの許可を与えることになると思つておる。そのとき、もし何らかの問題があるとすれば、行政指導で行なわれるというのが従来のやり方でございますので、条文に、はたしてつけるのがいいかどうか、この点私たちはちょっと問題ではないかと思つておる。

(略)

### 昭和四十七年六月十二日 第六十八回国会 参議院 通信委員会議事録

○鈴木強君 わかりました。大臣認可になると、またこれいろいろ問題が出てきますから、有線法なり、あるいは有線電気通信設備の共同設置というもの、こういう中で処置できるならば、それでけっこうですから、まあ、せつかくテストもやっておるのですから、実際に放送ができるように早くしてやってほしいと思つておる。これはお願いしておきます。

それで、ひとつ文化庁から来ていただいているので、これは午後私の質問はわたると思つておるから、恐縮ですけれども。

ここで再放送の問題について、著作権、隣接権との関連でちょっと伺つておきたいのですが、提案されている法律第十三条を見ますと、今度は有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者というものは、大臣から許可を受けて施設を設置しますが、その設置する区域の全部または一部が、テレビジョン放送、この法律の第九条一項一号ハに規定するテレビジョン放送、この一項のハに規定されている規定によつて、その区域で、受信の障害が相当範囲にわたり発生する場合と、これは相当範囲にわたり発生するというのは、受信障害が、一体どういう規模をさしているのか。それから、または発生するおそれがあるものとして郵政大臣が指定した区域内、その区域内においては、要するに、簡単に言えば、その区域内にあるテレビジョン放送は全部放送しなさいと、これは義務づけていますね、法律によつて。

それから第二項では、「有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者の同意を得なければ、そのテレビジョン放送を受信し、これを再送信してはならない。」これが原則なんです。ところが、第一号によつて例外規定が設けられているわけですね。これは著作権、隣接権からいうならば、区域内であろうと、区域外であろうと、再送信の場合であろうと何であろうと、やっぱり私は著作権、隣接権というものが生きておると思うのです。ところが、この法律では、そういう区域に限つては、郵政大臣が指定した区域に限つては、この著作権と隣接権は、死んでしまうわけだね、これによつて。この辺が著作権法による法律との関係はどうなつていくのかということが一つ疑問なんです。

この点、ラジオの場合ですと、そういうことがないわけですね。ですから、有線放送業務運用の規正に関する法律でいえば、ラジオのほうは、何もそういうことは、再放送ですから、全部が承諾を得なければならないのです。ところが、これは、この区域に限っては承諾が必要ないということになると、著作権法との関係はどうなっていくのか。著作権法との衝突が出てくると思いますが、この辺はどういうふうを考えているのか。これは郵政省のほうから先に聞いておきたい。

それから文化庁のほうにも聞きたい。

この法律を提案したのはどういう趣旨ですか。

○政府委員（藤木栄君） この義務再送信と申しますか、いわゆる大臣が指定した区域内におきます義務再送信というものにつきましては、まあこれはあとから文化庁のほうで御説明あると思いますけれども、私どもとしましては、この著作権法は放送事業者の権利、いわゆる隣接著作権と申しますか、これはその放送を受信して、これを再放送し、または有線放送する権利を有するというものになっていて、この規定の適用が除外ということになっているわけですが、ただ、放送を受信して有線放送を行なうものが、法令の規定により行なわなければならない有線放送については、この規定の適用が除外ということになっているわけですが、この第十三条の法律によって、義務再送信を義務づけられない地域というものにつきましては、この有線テレビジョン放送を利用するというのが唯一の難視聴解消の手段であるということからしまして、その地域におきまして、円滑に有線テレビジョン業務が行なわれるようにするとともに、その地域住民の利益を確保するというこのために、著作権法上、特定の措置が講ぜられたものと、そういうふうには私どもは解釈しているわけですが。

○説明員（加戸守行君） 有線テレビジョン放送法案の十三条一項あるいは二項の問題につきましては、私ども電波監理上の観点からの公法的な規制をしたものと了解いたしております。で、一方、著作権法の上におきましては、放送事業者が行ないます放送につきましては、著作、隣接権制度では保護いたしておりますけれども、これは、いうならば、私権という形で放送事業者に権利を付与したものでございまして、そもそも本来予定しております法の領域が違っております。しかしながら、公法的な領域におきまして一定の再送信を義務づけております場合には、公法的にはそれが義務づけられ、私権的には、放送事業者の権利が動いて、同意を得なければ再送信ができないという矛盾が生じますので、そういった観点の問題につきましては、本来の法体系は違いますが、公法的な規定によって義務づけられているものにつきましては、私法的な権利も規制する、そういう方針をとりまして、この有線テレビジョン放送法案ができます以前に、著作権法の全面改正を行ないました際に、九十九条の二項に、ただいま電波監理局長が申し上げましたような法令の規定によって、再送信が義務づけられています場合におきましては、放送事業者の私権でございますが、著作、隣接権を制限するという考え方をとったわけですが。

その理由といたしますところは、電波監理局長がおっしゃいましたように、難視聴地域の解消という観点から、公益的な必要性という観点から、私の権利を制限する、そういう措置に出たものでございます。

## 昭和六十一年四月十六日 第十回国会 衆議院 逓信委員会議事録 抜粋

○松前委員 わかりました。

それで、その次ですが、十三条の第二項、この中で、有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者の同意を得なければ再送信してはならないとありますけれども、同意を得るといふこのものの中には、地域外も地域内も両方ともここでは含んで読むということでしょうか。簡単に教えてください。

○森島政府委員 おっしゃるとおり、区域内外両方を含んでおります。

○松前委員 十三条の一項にちょっと戻りますけれども、ここで言う「放送事業者」という言葉があるのです。十三条の一項の真ん中ぐらにあるのですが、この「放送事業者」はNHKということですね。

○森島政府委員 「放送事業者」はNHK、それと民放、両方でございます。

○松前委員 そこでは、これでは「都道府県の区域内にテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送（放送法第九条第一項第一号二に規定するテレビジョン多重放送をいう。）」これはNHKのことを言っているわけですね、日本放送協会の規定でありますから、それ「を行う放送局を開設しているすべての放送事業者」。するとNHKの放送事業を言っているのじゃないのですか。そうじゃないのですか。

○森島政府委員 このテレビジョン多重放送の説明といたしましては、放送法第九条第一項第一号ということを引いておりますが、この後の方に出てきます「すべての放送事業者」ということは、これはNHK、民放両方を指しておるものでございます。

○松前委員 わかりました。これはそうすると多重の方だけに括弧内はひっかかっているんですね。

それでは十三条の二項にまた行きますが、区域外再送信は同意がなされなければならぬとされていますけれども、このところにあります「放送事業者」、これは区域内なのか、それとも、その電波を受けている先の放送事業者なのか、どちらでしょう。

○森島政府委員 これは区域内の放送事業者の場合もありますし、区域外の放送事業者の場合もあります。CATV事業者が同意を得たいとする相手の電波を出している放送事業者を指しておりますので、区域内の事業者の電波を再送信したいということであれば区域内の放送事業者でございますし、区域外の電波を受けたいということであれば区域外の放送事業者を指すわけでございます。

○松前委員 わかりました。ということは、電波をとにかく受けて再送信している、その電波のもとが全部ここへ入る、それ以外のものは入らないということですね。

それでは十三条の三項で、「前項本文の同意に関し」というところなんですけれども、前の法律によりまして、ここが改正されているわけですが、「当事者の双方又は一方は、」と書いてあります。双方または一方が郵政大臣に対してあつせんの申請をすることができる。「双方又は一方」ですから、放送事業者もCATVも両方なんですけれども、今度の改正では、有線放送事業者のみが裁定を申請することができるということになっております。これはどういう意味ですか。

○森島政府委員 この再送信の同意という行為は、放送事業者が一方的に行う行為でございますので、この放送事業者が個別に再送信に同意するかどうか、一方的な判断で決め得る立場にございます。したがって、この放送事業者側から裁定の申請があるというふうには考えにくいわけでございます。また、再送信同意が出ないということによって困っておりますのはCATV事業者の方でございますので、今回の法改正をいたしたいという目的が、この再送信の円滑かつ適切な実施を図るということにございますので、裁定の申請を行える者を、実際の救済を求める立場にある者ということで絞ったわけでございます。

現在、あつせんの場合は両方から申請できるようになっておりますが、事実上あつせんを求めてきておりますのは、すべてCATV事業者の方でございます。

○松前委員 「協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」、これはどんな場合ですか。

○森島政府委員 「協議が調わず、」と申しますのは、CATV事業者が放送事業者に対しまして、この法十三条第二項の同意を求め、再送信の実施方法等の条件について協議を重ねても調整がつかない、結果として同意が得られないということをご指しております。

それから、「協議をすることができない」ということがございますが、これはCATV事業者が放送事業者に対し、再送信同意の申請をしましたが、それに対して回答が行われないうち、CATV事業者が誠意を持って回答を促しても、責任者が誠意を持って応対してくれない、というような場合を言っております。

.....

○竹内(勝)委員 今回の裁定の制度を設けるに当たりまして、民放連側の主張を来週聞くように伺っておりますけれども、まず、郵政省として、民放連との話し合いは今までどういうふうにしてきたのか、そして民放連の主張はどんなものがあるのか、それから、その背景に関して御説明をいただければありがたいと思います。

○森島政府委員 私どもは民放連に対しまして、こういったCATVに対する再送信の同意がスムーズにいくように、民放連側としても努力していただきたいということをご希望しているわけですが、民放連側の主張といたしましては、最近、二月に意見書という形で民放連から出ておりますけれども、民放としては、CATVの区域内の再送信とか番組のソフトの提供とか、こういったことについて、CATVに対してできる限りの協力を行うにやぶさかではないが、ただ再送信の同意条項ということは撤廃すべきではない、こういう意見を出されております。

この背景を考えてみますと、番組のソフト供給等については民放とCATVとが積極的に協調し、共存するという考え方があるというふうにご考へられますけれども、一方、CATVが将来民放の競争相手になり得るという認識が民放にあるのだらうと思われまして、そのようなことになった場合に、民放の事業経営という側面から、この再送信、とりわけ区域外の再送信について問題視しているというふうに見ております。

### 昭和六十一年四月二十三日 第十回国会 衆議院 電気通信委員会議事録

○鈴木(強)委員 裁定の問題について大臣は今お答えしようとしたのですが、そうではなくて、さっきから大臣もおっしゃるように、三年前から研究してみて、いろいろな問題がある、承知しておるということです。したがって、私は、全体的な制度改正と政策を決めなければならぬと思っておりますと言ったのです。そうであるならば、同意の場合、あつせんから今度の裁定にすることだけをここで取り上げて出すよりも、全体的な法改正の中でそれを取り上げてやった方がよかったですではないですか。要するに、権力の強化のような形になるわけですから、それが全体の法制度、政策の中で、これはこうなって整合性がとれますよ、大丈夫ですよという、やはりみんなが理解と納得できるような形の中でこれが解決されれば一番いいわけです。ところが、これだけがばあつと出てきましたから、整合性を欠くとか権力の強化になるではないかとかいろいろな問題が出ているわけです。ですから、そここのところだけをお聞きしたので、あとまた問題は逐次お伺いしたいと思っております。

○佐藤国務大臣 CATVが多チャンネルの特性を持って、地域住民、国民のニーズに応じていくという大きな要望を背負っていることは言うまでもございません。ところが、このCATVが放送事業者との関連において、放送事業者の方は必ず同意をしてもらいたいという意見、CATVの事業者は同意なしでやっていきたい、こういう意見の対決が去年、おととしくらいから明確に表に出てまいりました。したがって各地域においてトラブルが発生して、なかなかあつせんというだけでは解決できないという現実の面が出てまいりましたので、裁定という法的根拠を、公平に行う手段として今度の法改正をしたわけですが、その実施に当たっては、民間同士で話すことが第一義である、いわゆる伝家の宝刀的なこの裁定というものは極力避けていきたい、しかしどうにもならないというときには、双方の意見を十分に公平に判断した上で所定の手続をとって裁定に持っていく、こう基本的に考えた次第でございます。

○鈴木(強)委員 全体的な法改正と同時に、できなかったことについては大臣も遺憾に思っていると思われまして。したがって当面、今大臣のおっしゃったような形で顕在化してきた、同意事項に対するあつせんというものがなかなか思うようにいかないから裁定にしたいのだ、しかし伝家の宝刀であつて、それを、言葉はあれですけども、簡単に発動するということはない、あくまでも理解と納得の上で問題の処理に当たるということを原則としていく、こういうふうに確認していいですね。

○佐藤国務大臣 結構でございます。

○鈴木(強)委員 それで、現在再放送に同意してくれない地域、区域内と区域外に分けて、箇所としては何カ所くらいありますか。

○森島政府委員 現在、再送信同意が得られていないケースでは、区域内のケースが六、区域外が十六、合わせて二十二のケースがございます。

○鈴木(強)委員 本当は私はここで、法制定以来、同意を得るためのあつせんに対して郵政省がどうやってきたか、この点について詳しく承りたいのです。そうしないとなぜ裁定にしたかという理由がよくのみ込めないから、私はその点をやりたいのですが、何せ時間がありませんので、逐次その点を含めて質疑をさせていただきます。

泉先生には大変恐縮でございました。せっかくおいでいただきましたところ、時間の関係で松前委員が質疑させていただきましたが、同じ党でございますので、大体わかりましたので、私からは差し控えてさせていただきます。あしからず、ひとつ御容赦願いたいと思っております。

現在の同意のためのあつせん制度を裁定制度に改めたということについてはいろいろ見方があるのですが、どうも一般的に権力の強化であるというように理解をしなければならぬと思うのですが、この点についてひとつ郵政省側の理由を説明していただきたい。

○森島政府委員 現在のあつせん制度では限界があつて同意がなかなか得られていない、こういうことから裁定制度を提案しておるわけですが、権力の介入というような意図は全くございませんで、裁定制度が仮に導入されましても、その運用については十分配慮していかなければならないということは私ども強く感じておるわけですが、運用の手続も非常に細かく定め、恣意的な運用にならぬようにしなければならぬと考えております。

○鈴木(強)委員 いや、今あなたから御説明いただいたのですけれども、恣意的にならぬようにとかなんとかということはもちろんわかるのですが、そもそも今のあつせんから裁定制度に切りかえた理由は何か。さっきも大臣ちよつとおっしゃってございましたが、なかなか同意を得られないような問題が顕在化してきた、したがってとりあえずこういう制度に変えていただくが、伝家の宝刀とあなたおっしゃるような、そんなに簡単に抜くべきものではなくて、あくまでも基本的には両者の話し合いで、こういうことを基本に言われましたね。そういうものであることについて、郵政省としては同意を得られるように全力を尽くして努力して、裁定はまさに伝家の宝



刀であるというように、そこのところをはっきりしていただきたいのです。そうしないと、今までのあっせんの例を幾つか拝見しました。しかし、私どもの胸をびんと打つようなものがなかなかないんですね。ですから、あっせん制度について、手続的にももう少しはっきりしたものを決められておいて、その制度に乗っかってあっせんがやられておればよくわかるわけですが、さつき泉先生からのお話でお伺いしましたけれども、なぜ不同意なのかという民間放送側の理由というのものも、私どもいただいた資料ではちょっとはっきりしないわけです。ですから、そのところを重ねてお聞きしているわけです。なぜあっせん制度を裁定制度に改めたかということについて、局長でいいですから、もう一度お答えいただきたい。

○森島政府委員 あっせんも争いが起こった場合の一つの仲介の制度でございますけれども、何といっても法的拘束力を持たないものでございますので、私ども、事実上のあっせんに大変努力してきたわけでございまして、その点、正式のあっせんはした例はないではないかと、そのためのあっせんの手続等も細かく決まっていではないか、こういう御疑問があるかと思っておりますけれども、その点は、確かに正式のあっせんについてのきめ細かい手続というようなことも定めてなかったためにそういう御疑問が生じたということについては、私どもも反省をいたしております。こういう反省の上に立ちまして、裁定という制度をお認めいただければ、裁定に至るまでの、これからも事実上のあっせんということに大いに努力して、関係者間の相互の理解ということを基本にして十分話し合いをしていただくように、私どもも、そのためのいろいろな労はとりたいと思っておりますし、それから裁定ということの手続も、もちろん審議会には諮問いたしますし、当事者の意見も十分な期間を置いて出していただくというような、そういう十分な配慮を法的にもいたしておりますし、また、私どもの内部の手続としてもしっかりと定めたい、こういうふうにして思っております。

○鈴木(強)委員 その点は、私しつこいほど聞いておりますが、大臣からも先ほど明確な御答弁をいただいておりますし、局長からも裁定制度に移行するについて、あっせんではなかなか思うようにいかない点もあったが、そんなに簡単にやるものではない、伝家の宝刀として考えているということで、しかも今までの手続的な面についても欠けている点があったということも率直に反省をされております。人間のことでですから落ち度もあるでしょう。しかし行政府を預かる者としては、やはり国会でどういう質問が出てそれに対応して明確に答え、そして私たちの胸を突くような、ああなるほどそうか、それではこの裁定もやむを得ぬというような、真に我々に迫るような提案をしていただかないと、国民の立場から見ると公権力の介入ということがどうしても先に来ますから、そっちの方が先に来てこういう質問になってくるわけです。ですから、それらに対する反省もありましたので、ぜひひとつ大臣、おっしゃったような形で、今後は伝家の宝刀としてできるだけそういうことのないように最善の努力を尽くし、その手続等についてもはっきりしたものをつくるといふように理解をして、また次の質問に入ります。

それから今度は、今申し上げたように、裁定制度というのは公権力の介入を許すことになりかねない危険性があるわけですね。したがって、裁定が恣意的にならないよう、裁定の基準というものを考えられていると思います。大臣もさつき恣意的なことにならないようにということをおっしゃっておりますが、その裁定の基準とは一体どのようなものなのか、明らかにしてもらいたいと思っております。

○森島政府委員 裁定は個々の具体的事案につきまして、両当事者の意見を個別に聞きながら行うものでございまして、恣意的なことがあってはならないという点で、その点は御指摘のとおりでございます。

いろいろなケースが考えられますが、共通する一応の判断の目安というようなものを五ヶ条申し上げますと、放送番組が放送事業者の意図に反して一部カットして再送信されるというような場合、それから放送事業者の意に反して番組が異時再送信と申しますか、同時でない再送信が行われるような場合、それから再送信のチャンネルが別の番組に使われて混乱を起こすことがあるような場合、それからCATVの施設が確実に設置できるというような見通しがないとか、そういうCATV事業者としての適格性に問題があるような場合、あとCATV側の技術レベルに問題があるような場合、こういったことが一応判断の目安になるというように考えております。

(略)

○鈴木(強)委員 それから区域内外のCATVの問題ですが、この裁定によって、放送法第六条では受信して再送信をすることができない、再送信をすることを禁じられておりますね。今度はCATVでは裁定によって再送信を許すことになるので、これは無線の放送に関する周波数割り当て計画を、チャンネルプランのときにそういうものをつくるわけですが、それが形骸化してしまうのではないかとというような法的なギャップが出ることは認めますね。

○森島政府委員 この再送信の同意につきまして、放送法の方では再放送の同意という六条の規定がありますが、この裁定という制度を導入しますとその点が違ってくるわけでございまして、裁定といえますのは、いわば同意制度の延長線上にあります手続の一つふやしたというものと考えられますので、放送法と有線テレビジョン法との間に制度として問題がある、その違いが問題になるというふうには考えておりません。

それからまた、現実には放送法に基づく再放送の同意の問題は起こっておりませんので、これまた将来そういう問題が起こって、裁定が必要だというような事態になれば考えられるわけでございしますが、当面問題になっておりません。その点が一つでございます。

それから、放送区域を越えてCATV側が再送信をいたしますとチャンネルプランが形骸化するのではないかと、こういう御指摘でございますけれども、CATVのカバーする世帯数というのは、何分にもまだ非常にわずかでございまして、こういった形骸化ということは実際には起こっていないし、また近い将来を見ますと、このCATVの世帯数の急速な増加ということもそう急には起こらないと考えますので、形骸化ということがすぐに問題になるとは考えておりません。

.....

○竹内(勝)委員 本日は、泉参考人にはお忙しい中、ありがとうございます。私、先週、郵政省に若干質問させていただきましたので、本日は泉さんを中心に、短時間でございしますが、質問をさせていただきたいと思っております。

まず今回、有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案、現在審議されておるわけでございまして、この法案はあっせんを裁定にする、こういうことでございしますが、民放連としての今までのお考え、経過やら含めて、こういう裁定に持っていったということは民放連の希望だったのかどうか。あるいはどんなような御見解を今回の法案に対して持っておられるのか。まずその点を泉さんの方から御答弁いただきたいと思っております。

○泉参考人 先ほど松前先生にも申し上げましたと同じように、民放連としては元来、二十一世紀の放送というものが、有線、無線を含めて調和ある発展をしたいという基本的な考えから発しまして、CATVとの同意問題、これはやはり今の段階では存続すべきではないかという基本的な考え方でございまして、この基本的な考え方は郵政省も納得されまして、同意条項は残したわけでございまして、先ほどから議論になっておりますように、あっせん条項を裁定に変えてきたわけでございまして、今強いのは民放の方でございまして、仮に民放側が非常に理不尽なことで同意を与えないとするならば、これはある程度政府の権力で処理されてもよろしいと思っておりますけれども、基本的には、ソフトのやりとりというのは公権力の介入すべき問題ではないわけで、当事者同士が十分話し合えば済むことだと思っておりますので、同意問題を外されたという点には感謝しておりますが、裁定という、やり方によっては今後大きな問題を残すものについては、十分慎重に考えてほしいという態度でございまして。

24

○竹内(勝)委員 これはここでもう何回も論議していますが、今回のこの法案の改正はあつせんを裁定にするというのがメインでありまして、これのみなんですと言っても過言ではない。今参考人の泉さんが言われておるように、これを裁定ということに持っていくというのは、私どもも非常に危惧するものがございまして、これはもっと審議すべきじゃないでしょうか。聞くところによると、本日審議が終わりましたならば、衆議院のこの委員会におきましてはこの法案の議了、採決というようなお考えのように伺っておりますが、どうでしょうか、もうちょっと郵政省と郵政大臣が民放連との話し合いをして、もう少しこれは慎重な審議が必要じゃないでしょうか。私も参考人の意見と同意見なんです、いかがでしょうか。この点について御答弁をお願いします。

○森島政府委員 私ども、この再送信の同意の問題につきまして、民放連等の関係機関と十分打ち合わせを行ってきておりまして、これは公式、非公式を問わず相当の数の打ち合わせを行っております。民放連につきましては、ことしの二月に公式のヒアリングを行っておりますし、また民放連の正式機関であります放送計画委員会に担当の課長が出向いて意見の交換を行っておりますし、そのほか個別に民放連の幹部の方々と数次にわたって打ち合わせを行っております。こういうことによって意思疎通は十分図ってきたところでございます。

○佐藤国務大臣 民放連の会長、また専務の泉さんなんかのお考え方は、十分に話し合いまして、同意条項というものが入っておるといことはそうであるが、裁定ということまではなかなか同意がしかねる。が、しかし現実というものを考えて、CATVがまだ発展過程で、ほんの小さいものですから、そういうような組織に対してやむを得ず裁定という制度を導入するならば、これはもうやむを得ないんじゃないだろうかという印象は受けております。そういうことで御審議を願っておる、こういうぐあいに私は考えておる次第でございます。

○竹内(勝)委員 泉さんにもう一度お伺いしておきたいのですが、郵政省としては今後もよくコンセンサスを図って検討はされていくと思っておりますし、裁定の基準も、同僚委員の御質問の中で郵政省としても答弁されております。そういうような流れで一応一段階として進んでいくやに伺いますけれども、泉さんとしてはどうでしょうか、これはちょっと待ってくれ、もうちょっと審議をしてもらいたい、もっと慎重にやってもらいたいということなんですか。今大臣は、CATVはまだ一つの過程でございますから、未知のものがございまして、今後の発展に期待してとりあえず一歩前進させよう、こういうようなお考えでございますが、参考人としての率直な御意見を遠慮なく言ってくださいよ。

○泉参考人 この段階に来て、裁定は絶対困る、撤回してくれということまでは申しませんが、この裁定というものを慎重にやってほしい、特に裁定の手順といいますか、番組をやりとりする当事者同士の意見を聞くだけじゃなくて、関連する放送事業者が今度は別の地域に出るとすれば、その地域の放送事業者の意見も十分聞くということが、まず一つの大切なことだと思います。それと、そういう場合、先ほど前の先生に申し上げましたように、現在放送に課せられている放送の秩序に影響が悪いとするならば、少なくとも放送に課せられている放送秩序をCATVも守ってほしいという最低の条件、こういうものをぜひお考えいただいた上で裁定条項の処理をお願いしたい。これが切なる希望でございます。

○竹内(勝)委員 もう一度、くどいようですが郵政省、そういう意見ですので、どうですか。その基準、先ほどお伺いしましたが、その辺の今後のプロセスですよね。今までいろいろあつせんではどうしても無理だ。じゃ裁定で、裁定ということを知るとこれはということで、ばあんと裁定されたのでは、ちょっとこれは今の民主主義の世の中におきましていろいろ問題点があるのではないかと思いますので、そこは慎重の上にも慎重を期していくということで、両方おるわけでございますから、ここでひとつはっきりとした約束をしていただきたいので、もう一度郵政省の御見解をお伺いしておきたいと思っております。

○森島政府委員 先ほど大臣が申されましたように、裁定制度というのは伝家の宝刀というふうに考えておりまして、これを抜くということについては慎重の上にも慎重を期すべきものと考えますので、この再送信の同意につきましては、当事者間の話し合いにつきましてはあつせんを十分に重ねて、裁定ということが必要のないようにできる限りの努力をしたいと思っておりますし、また、この裁定の制度というものにつきましては手順は、先ほど来何遍も申し上げましたが、手順をはっきりきめ細かく定めまして、恣意的な運用がないように強く心していきたいと思っております。

○竹内(勝)委員 そして、泉参考人にもう一点お伺いしておきたいのですが、放送事業者がCATV事業者に再送信不同意のケース、今まで二十二件あった、こう郵政省からの御答弁で伺っておりますが、民放連としていろいろその辺の言い分もあるだろうし、また今までのいろいろこういう不同意のケースのあった中で、民放連としてはこれはこういう理由だったんだ、そしてこの辺はやむを得ないというようなものがあるのではないかと思いますので、その主な理由で結構でございますが、今回の不同意の理由とお考えをもう一度ここで明らかにしていただければありがたいと思っております。

○泉参考人 放送事業者の数が二十二件でございますが、CATV事業者の数では九件でございます。それで、概括して申し上げますと、区域外再送信をするから同意しないのだという区域外再送信を原因にしているのがほとんどすべてだと思います。区域内と言っているのも、その社がほかのところを区域外から再送信するから区域内も嫌だよという、半分は嫌がらせかもしれませんが、そういう言い方をしているのも、かかわりはほとんど区域外再送信にあると思います。再三申し上げましたように、区域外再送信は、放送によって、それからCATVによって地域に情報を供給するという基本方針が定まらないままで、今の放送に課せられている体制、それをCATVで破っていくということに不満があるものですから、不同意をしているんだと思います。これがほとんどの原因でございますので、大臣のおっしゃったように、将来衛星、それから放送、CATVがどうやって社会の人たちに多くの番組を与えるかという基本方針が決まれば、そういう問題はおのずと解決するものだと思っておりますし、今の段階で、CATVもたくさんある中に、たった九社だけのために裁定をしなければならないということまでは——私はもっとやらなければならないことがあるのではないかとこのように思っております。

○田中(慶)委員 今お答えがありましたように、CATVは、これから恐らく需要が大変ふえてくるのではなからうかというふうには思っておりますが、そういう中で、CATVの施設事業者の認可申請に対し、どのような認可基準によって許可をしたがって、裁定をするという一つの法的な根拠を持ちまして、CATVが一歩前進をして発展をしていく手段として法の御審議を今お願いをしている、こういうぐあいに基本的に考えております。

○佐藤(祐)委員 私が今挙げました二つの基本的な点、この点はそういう認識でいいと思うのですが、重ねてお伺いします。つまり、公権力の介入を拡大しようとするものではないのだ、あくまで限定的なものだというのが第一点ですね。第二番目には、法改正をしても当事者間の協議が基本だ、裁定は万やむを得ない場合だ、この二点なんです……。

○佐藤国務大臣 そういうぐあいにお考えになって結構だと思います。

○佐藤(祐)委員 基本点はそういうことだと思いますが、関連して幾つかお聞きをしておきたいと思います。

これまでに再送信に同意しない事例が、区域内で六、区域外再送信で十六、合わせて二十二あるというふうに聞いておりますが、これまでにあっせんして解決したもの、これは幾つぐらいあるのでしょうか。

○森島政府委員 あっせんの制度が現在あるわけですが、事実上のあっせんということで私ども努力してまいりまして、これで十数件は解決しているかと思えます。一部解決して一部未解決とか、そういうものもございますので、正確な数ではございませんが、かなりの努力はいたしてきておるわけでございます。

(略)

○佐藤(祐)委員 正当な理由の問題、いろいろ議論されているので関連でお聞きしたのですが、受信者の立場からいえば、総合も教育も再送信されるのはいいとは私も思うのです。しかし、実際にそれが同意しない場合の正当な理由になるのかどうかということをお聞きしておるわけです。

○森島政府委員 これは、一つの番組につきましてそれを細切れに切るとかこういうような場合には、放送の意図が損なわれるということで再送信の同意を行わない正当な理由になると思えますが、そのチャンネルを丸ごと受けて流す、総合の方は流す、教育の場合はどうかということになりますと、これが正当な理由で、教育の方は流さないから総合の方も同意しない、そういうようなことには実際にはならないのじゃないか。正当な理由とはちょっと考えられませんが、実態上NHKの方で同意をしない正当な理由というようなケースにはなり得ないのじゃないかと思えます。つまり一方だけ、総合だけ流してもらっては困るとか、そういうようなことはどうも正当な理由というものにはならないのじゃないかと思えますが、実態として、やはりこれはCATVの方でモアチャンネルの要望にこたえるということで、総合、教育両方にこたえるということになるのだらうと思ひまして、まずそういうケースは起こりにくいというふうには考えます。

(略)

○田中(慶)委員 そこで、次にお伺いしたいのは、今回放送事業者の再送信同意が得られないとの理由によって、この解決を図ろうという前提で裁定の問題が改正に取り入れられた、これが改正の理由であると思ひますが、その背後関係といひますが、こういうことをさきからいろいろな形でお話を聞いておりますけれども、これとて、はっきり当事者間の話し合いで決着のつくものならば、改めて裁定なんというものは必要ではないと思ひます。しかし、いろいろな形の中で同意を得られないということであつてこの裁定という問題が出てきておる、こういうことでもありますので、私はこれらの問題について、大臣の裁定という問題の中に、この同意を得られない理由として具体的に今度の法文の中で明確になっているのは、その理由というものが明確に「正当な理由がある場合を除き、」というように形で裁定という問題が今度義務づけられるといひますが、そんな形になっているようなので、この辺をもっと具体的におく必要があるのじゃないかと思ひますので、この辺について、大臣になるのかどうかあれなんですけれども、先ほどは伝家の宝刀という話を述べられておりましたが、正当な理由という問題も、当然当事者間では正当な理由が出てくるわけでございますので、これらについての考え方を聞かせたいと思ひます。

○森島政府委員 再送信の同意を与えない正当な理由ということにつきましては、放送の意図が歪曲されたり放送のイメージが損なわれるようなことがありますれば、これは正当な理由に当たると考えますが、それが具体的にどうかということになりますと、その事実関係はやはり個別に判断せざるを得ない。その場合、当事者の意見を十分聞きながらこの正当な理由に当たるとかどうかという判断をすることになると思ひますが、先ほども申し上げましたように、目安としては五つぐらい私ども持っております。放送事業者の意図に反して番組が細切れにカットされたり、違う番組が後につけ加わったり、CATV事業者側が不適格な場合だとか技術的に問題がある場合だとか、こういった目安を私どもは一応のケースとして考えておりますが、実際には個別的な事由に照らして判断してまいることになると思ひます。

## 昭和六十一年五月十三日 第十回国会 参議院 通信委員会議事録

○片山基市君 再送信に当たってはCATV事業者は放送事業者の同意を得なければならないとCATV法第十三条二項にありますが、この同意条項の趣旨はいかなるものでありますか。

○政府委員(森島展一君) CATVによる再送信という行為によりまして、放送事業者の放送の意図がその意に反して害される、または歪曲されるというような事態を防止しまして放送秩序の維持を図ることが趣旨でございます。

○片山基市君 同意条項は、放送秩序の維持等の観点から、公法上放送事業者を保護するためのものであることを確認しておきますが、よろしいですか。

さて、今回の法改正への契機となったのは、CATVによる民間放送のいわゆる区域外再送信をめぐる同意についてであります。CATV事業者が区域外再送信を行いたいとする理由及びそれに対する郵政省の見解はどういうものですか。

○政府委員(森島展一君) 御指摘のとおり、同意制度は放送秩序の維持を図るために有線テレビジョン放送法という公法で設けられた制度でございます。また、区域外放送をCATVで受信することにより、より多くの番組を見たいというのがこの区域外再送信を行いたいとする理由であると考えております。

それから、地上波による放送がまだ十分行き渡っていない地域におきまして受信者のこういった要望が出るということは無理からぬものというふうに私ども考えております。

○片山基市君 そこで、より多くの番組を見たいという受信者のニーズにこたえるためであると言うけれども、具体的にこれらの要求を持つ受信者はどの程度存在をすと把握されておりますか。

○政府委員(森島展一君) ごく最近の例で申し上げますと、民放テレビが二チャンネルしか見えない地区であります北陸地方のある都市で、CATV事業者が地域住民を対象にアンケート調査を行った結果がございまして、これによりますと、区域外再送信を希望する者が全体の九割近くに上る、こういう数字が出ております。

○片山基市君 ごく一部の例であります。全国を眺めてみて聞きたかったんですが、それでよろしいです。

現在、区域外再送信の同意を得られないCATVは九社にすぎない。そこにおける受信者のニーズがあるからといって法改正する必要があるんですか。先ほどおっしゃったように三万八千二百ほどのCATVがあつたうちの、問題があるのは九社ですが、なぜそうなつておるんですか。

○政府委員（森島展一君） 現在のところ未解決の事例は放送事業者にして二十二件でございまして、CATVの局数で、おっしゃいますように九局でございまして、今後の動向といたしまして、単なる難視聴対策用ではなくて、区域外の再送信等を行うCATVが非常に多くなっていくというふうに思われます。これについて、この再送信同意問題を解決するための方途を制度的に講ずる必要があるというふうに考える次第でございまして、再送信同意をめぐる問題が表面化してまいりましたのも、こういったタイプのCATVが出てくるということに伴ってのことでございます。

○片山甚市君 そこで、民放の方々の経営の事情とCATVの経営の事情とがかけ合って国民をだしにして、それぞれ経営をどういうふうに確立するかということから、意見については必ずしも調整ができてないと思っておる立場から質問します。

今後、多チャンネル化への地域住民の要望にこたえるため、区域外再送信を行いたいとするCATVが増加すると思いたしても、多チャンネル化を区域外再送信という手段によって満たすことは、CATVの健全な発達を図るという法の精神及び地域メディアとしての性格に照らして適当でないと思うんですが、区域外再送信を当てにしたCATVというのはヤドカリであって、人のふんどしで相撲をとるたぐいでありますが、どうですか。

○政府委員（森島展一君） CATVは多チャンネルという特色を生かしまして、コミュニティの情報手段として、または専門情報手段として新たな役割を担っていくということが期待されているところでございます。

しかしながら、この場合でありまして、再送信の機能ということにつきましては、地上波放送を補完するものとして地方における多チャンネル化の要望にこたえる、また大都市地域におきましてはより鮮明な画面を見たいという要望にこたえる、こういう手段といたしまして、それぞれの地域におきまして役割を果たすことが期待されているところでありまして、地域メディアとしての性格を変えるというものとは考えておりません。

○片山甚市君 まあ、これはこじつけですが、多チャンネル化は本来的には地域に密着した自主放送や番組ソフトの充実において行われるべきであり、区域外再送信はCATVの不健全な発達を助長するものであると思うんですが、どうですか。やはり再送信に頼ることは不健全だと思いますが、そう思いませんか。

○政府委員（森島展一君） おっしゃいますように、地上波による放送の普及につきましては、地域に密着した自主番組の放送にできるだけ力を入れてもらうということを基本的方針の一つとして進めてきております。この区域外再送信は、地上の放送が十分に行き渡っていない地域におきまして、もっと多くの番組を見たいという視聴者の要望を受けまして、いわば地上波放送の補完的機能として行われておるといいますので、CATVの不健全な発達につながるということには考えておりません。

○片山甚市君 CATVは自前の番組を持つことは非常に困難だから他の放送番組を借り出すということによって自主番組をアレンジする、主役は再送信に頼りたいということであるようですから、不健全だと思うんです。と思いますから、それは見解の相違ですから、後日そうなるかどうか。今のようにCATVが小さければよろしいが、大きくなったならば争いは大変大きなことになるでしょう。

そこで、この区域外再送信の同意をめぐるCATV事業者と民間放送事業者との間で争いが生じているわけだが、民放が再送信に同意しない状況及びその理由について郵政省はどのように把握されていますか。

○政府委員（森島展一君） この再送信の同意がされていない状況につきましては、先ほども数を申し上げましたが、私どもの承知いたしますところでは、再送信同意を与えていない民放事業者が二十二、再送信同意を得られないCATV事業者が九ということになっております。

また、この再送信同意をしないという理由につきましては、CATVによる区域外再送信は地上波によるテレビ放送のチャンネルプランを形骸化するという点を主な理由としているというふうに承知しております。

○片山甚市君 それについては郵政省は納得してないということですか。

○政府委員（森島展一君） 区域外再送信におきまして、これがCATVの方で再送信がどんどん進むとチャンネルプランの形骸化になる、こういう民放の方の理由でございまして、私どもとしましては、実態としてこのCATVというのがまだ非常に規模が小さくてとてもチャンネルプランの形骸化というようなことにはなっていないし、また近い将来にもそういうことにはならないというふうに考えております。

○片山甚市君 今の話によると、民放が区域外再送信に同意しない理由として、第一に地上放送のチャンネルプランが形骸化することを挙げているが、CATVによる区域外再送信と現行チャンネルの整合性については、CATVが小さいから整合性は保たれておる、こうおっしゃっていますが、大きくなったときは改めますか、CATVが大きくなったとき。

○政府委員（森島展一君） 区域外再送信と申しますのは、地方において地上波の放送が行き渡るまでの間ほかの県の放送をあわせて見たいというものでございまして、その受信者にとっては自己負担ということであるわけでございまして、いわば改善の策としての意味合いを持っておるものでございまして、したがって、CATVの再送信というようなことが相当進みましても、それはそれなりの意味を持つということで考えておりますが、先ほどの繰り返しになりますが、そういった大規模な区域外の再送信ということにはなかなか実態としてならないだろうというふうに思っております。

○片山甚市君 くだく聞きますが、地上波の放送のチャンネルプランを形骸化することにならない確信があるからこれを決めた、こういうことですか。

○政府委員（森島展一君） 遠い将来におきまして確かに地上波の放送とCATVとの関連がどうなるかという問題がございまして、これにつきましては長期的な放送政策という問題で考えておりますけれども、現時点あるいは近い将来におきましての問題といたしましては、視聴者のニーズにこたえるという観点からチャンネルプランの形骸化ということが実態的に起こらないという場合には区域外再送信ということを両当事者間の話し合いをもとに認めていくべきであろうというふうに考えております。

○片山甚市君 地上放送のチャンネルプランが形骸化しないということを前提にして再送信を認めていきたいということですから、とりあえず次の問題に移ります。

また、人的・資本的な地域独占制、放送サービスの地域密着性を重視してきた地上放送の免許制度との整合性が損なわれることを指摘しているのですが、民放として、この点についてはどうですか。

また、郵政省は受信機会の平等を図ることを放送行政の基本としておりますが、区域外再送信は地域内の番組格差の拡大につながるものであると思いますが、この点についてはどうですか。

○政府委員（森島展一君） 現行免許制度につきましては、おっしゃいますように地域密着性ということを重視してきておりますが、

この区域外再送信が行われなくてもその区域外を見たいという受信者の自己負担でやるということをお先ほど申し上げましたが、そういった観点からこの地域密着性を損なうというようなものとなるというふうには考えておりませんし、また、地域内の格差の拡大につながるのではないかと御指摘でございますけれども、やはり受信者が自己の意思によって自分の負担でその地域において見たいと、こういうことでございますので、受信機会の平等という考え方に反するというような、否定的に取り扱うべきものではないというふうには考えております。

○片山甚市君 今の局長のお答えは、民放連の方々のおっしゃることについては賛成できない、こういう立場のようでありますから、後から民放連の方々、CATVの方々にお伺いして、その是非については明らかにしておきたいと思っております。

次に、さらに、キー局から受けた番組を地元民放局よりもCATV局が先に放送することにより、地元民放局は経営上のダメージを受け、受信者に対する十分なサービスを行えなくなることも理由に挙げておられます。

私は昨年のテレビ朝日問題で指摘したように、現在の民放のあり方を必ずしも肯定するものではありませんが、地元民放局は経営上のダメージを受けることにより、番組等放送サービスに悪影響を生ずることを懸念するものであります。

地元民放局に与える影響について、郵政省はどのような見解をお持ちですか。

○政府委員（森島展一君） CATVによります区域外再送信が民放の経営に与える影響ということでございますが、少なくとも現状に関する限り、CATVの規模等から考えまして実質的にそういった経営のダメージというようなことはないものと考えております。

また、このCATVを設置いたしますには多額の資金を要しますばかりでなくて、計画から建設まで相当期間がかかりますので、そういった経営にダメージを与えるというような状況に近い将来において急に変わっていくというようなことはないものと見ております。

○片山甚市君 地元民放局に与える影響は大したことはないという判断だそうですが、せんだって民放連の方々に来てもらいましたが、必ずしもそういうふうにおっしゃらないで、非常に危険を感じておるように感じておりますから、私たちとしては心配であります。

次に、現行法では、CATV事業者と放送事業者との間に再送信についての争いがあるときは、双方または一方は郵政大臣にあつせんを申請できると法十三条三項で規定されておりますが、あつせん条項の立法趣旨及びその法律上の意味について説明をお願いします。

○政府委員（森島展一君） あつせんと申しますのは、両当事者の話し合いを円滑に進めるためにその仲介を行う制度でございます。同意をめぐりまして放送事業者とCATV事業者との間に争いが生じた場合には、CATV事業者それから放送事業者、両当事者の言いつ分を十分勘案しながら話し合いを進めるといふ道を開くということがあつせんの趣旨であつたというふうには考えております。

○片山甚市君 そのあつせんについてですが、あつせん申請についてはCATV法施行規則第三十条等に若干の手續が規定されておりますが、具体的にあつせん運用上の手續について説明してください。

○政府委員（森島展一君） あつせんの手續につきましては、御指摘のように、有線テレビジョン放送法施行規則第三十条に、「あつせんの申請は、争いの原因、当事者その他参考となる事項を記載した書面により行なうものとする。」と、これだけ定めておるところでございます。

○片山甚市君 そのあつせんですら事実上やることがない、あつせん条項を適用したことがないということをお聞いておりますが、非常に残念であります。あるならば正々堂々とやって、記録にとどめて、どのぐらいのあつせんをして、どういうことがあつたのかということをしなければならぬのかかわらず、裁定をしなければ動かないから裁定をするということについては、何としましても納得ができません。

現在においても、いわばCATV事業者を保護するためのあつせんの制度がありながら、実際上の手續が不備であることは言うまでもありません。それはもうあつせんの手續の不備です。やってないんですから、記録がないんですから、聞いても答える方は思いつきで言っておるのであって、法律案が出て、言われておるから仕方なく数字を集めて我々に説明しておる。非常に残念であります。

それでは、郵政大臣のあつせんの制度の適用状況及びその解決の事例についてもう一度説明してください。

○政府委員（森島展一君） 有線テレビジョン放送法で定められております法的手續としてのあつせんという事例は確かにございませぬ。しかし、現実に各地で再送信同意に関する争いが発生しておりますので、地方電気通信監理局等におきまして事実上のあつせんをいろいろやってきております。現在係争中の二十件ばかりのケースにつきましても、それぞれすべて地方電気通信監理局におきまして再三にわたる話し合いの督促とか、話し合いの場を設定するとか、そういった事実上のあつせんを行っておるところでございます。この二十二件のケースのほかにも、事実上のあつせんによって問題が解決したというものが、一部解決したというものも含めると十数件ございます。

○片山甚市君 事実上のあつせんということで解決された事件が十数件あるということですが、それではあつせんにより解決されたものと未解決のもの、それぞれの事情についてどのような違いがあるんですか。

○政府委員（森島展一君） 解決されたものはすべて区域内再送信でございまして、解決されないものは区域外の再送信にかかわるものでございます。

○片山甚市君 ですから、区域外再送信というのについては、放送事業者とCATV事業者との間に意見が大きく違いがある、認識だけしてもらいたい。これを、未解決の事例についてはさらにあつせん努力を続けることにより解決できる余地はなかったんですか。

○政府委員（森島展一君） この未解決のものにつきましては引き続き努力をするつもりでございますが、従来の経緯からいたしますと、現行法の体制のもとではこれを解決に持ち込むというのは極めて困難ではないかというふうには考えております。

○片山甚市君 あつせんの制度ではだめで、裁定というだんぴらがある限り、事実上のあつせんはできるけれども、今のままではできないという説明のようです。それについては関係者の御意見も聞きたいと思っております。

法律上のあつせんの制度が適用されることがなく、事実上のあつせんのみがなされていると言うが、その理由は何か。また、大臣みずからあつせんに乗り出す意向はございませんか。

○政府委員（森島展一君） 事実上のあつせんで争いが解決しないという案件は、いずれも再送信の方法などについて具体的な事柄をめぐって話し合いがまとまらないというようなことよりも、むしろ再送信そのものに同意しかねるというように、入り口の段階で手詰まりの状態になっておるといふものでございます。したがって、問題を解決させるためには、法的な効果とか拘束力のある裁定の制度といったことを取り入れまして、これを後ろ盾として取り組むということがどうしても必要であるというふうには判断した次第でございます。

○片山甚市君 裁定を求めた郵政省の本音が明らかになったと思いますが、民放の区域外送信に対する拒否については認めないという前提で裁定をつくりたいということです。

私たちとしては、やはり話し合いをして決めるべきだ、郵政大臣が出てでもやるべきだ、法律でやるべきではない。これはもう私の意見ですから、あなたたちは、いやもう話しせぬと問答無用でやっ飛ばさうということ。うんと議論をすると、いや、こういうこと書いてあるので相手はあっせんに応じてくるんだ、裁定は適用しないんだと言うけれども、それは少し手錠をはめるぞと言っておどかしておいて自白させるようなもので、大変です。少しやり口がわからない。なぜこんな法律案を出したかということについて調べれば調べるほどわからないのと言っておるんだから、反対、賛成まだ決めてないです。御答弁のいかんによっては反対になるし、御答弁のいかんによっては賛成になる、一行しかないんですから。同意事項を、あっせんを今度裁定にするというだけです。一行しかない法律案でこれだけやらなきゃならぬということは、放送というものについてはやはり公的な問題ですから、公共的なもので限られた電波の問題でありますから、民間放送の場合で地上波の場合は、ただチャンネルをつくれる立場のCATVとは違う。そういうことで、同僚議員の田委員の方でも意見があつて私も議論を聞いておるんですから、しっかり承りたいと思います。

そこで、郵政大臣は現在のあっせん制度にかえて裁定の制度を設けようとするものであるが、現行の郵政大臣のあっせんの制度について民放連及びCATV連盟の見解を聞きたいんですが、まず民放連に先ほどのお話を聞いて、大体そういうことではやむを得ないと思いませんか、それともこの間聞いたように、具体的にこういうような条件でやってもらいたい、有線テレビジョン放送を守りたいということでございますか。

その後CATVの方は経営上の問題もありましようから、なぜこういうことについて法律改正までお願いすることになったのか、いや、CATVが頼んでなかったのに郵政省が気をきかしてやったのかどうか、そこを聞きたい。

以上、どうぞお願いします、民放連。

○参考人(長竹成吾君) 初めに、従来あったあっせん条項を裁定に変えるという点について簡単に意見を申し上げます。

現在放送事業者が持っております再送信に関する同意の権利といえますのは、著作権法上で認められております有線放送権の行使ということでございます。有線放送権は、したがって法律上認められた財産権でございます、この財産権はよほどの公益上のやむを得ない事由がない限り制限されるべきものではないんじゃないかというふうに考えるわけでございます。

今回のこの裁定に変えるという改正の趣旨は、どうも行政が強権によってこの放送事業者の財産権を制限しようということだと考えられますので、相当の理由、相当の裁定の基準、こういうものが明らかにされなければ、簡単には賛成できないという考え方を持っております。

以上です。

○参考人(母袋恭二君) 日本有線テレビジョン放送連盟の立場で一言申し上げたいと思います。

私どもケーブルテレビの事業者は各地で、各地方都市が中心なんです、地元資本を中心にして地方の、地元の自主放送を実施しながら再送信もしているという現状がございます。

私のところを例にとりましても、私は長野県でございますけれども、地元の空中波と、それから東京の区域外波と、それから自主放送をやっているという施設でございますけれども、我々の仲間の状況を今まで見てまいりますと、同意書の交付のお願いについては大変皆さん苦勞してまいりまして、全く同意が得られないままに事業を開始できないというふうな状況にいらるところがたくさんございまして、私どもではこの二月に再送信条項の撤廃ということを郵政大臣あてに陳情をいたしました。今回の裁定というふうな法律案の改正につきましては、私どもがお願いをした再送信条項の撤廃ということよりは一つ下がっているということのように考えるわけでございますけれども、私どもとしましては、このことによって今後我々の事業が円滑に進んでいくのではないかと大変期待をしているわけでございます。

○片山甚市君 民放連とCATV連盟の御意見をいただきましたが、そこで、同意条項の撤廃を求めたCATV連盟の方々も再送信に伴うところの番組についての固有の権利として著作権として位置づけておくことについては調整をせなきゃなりません。それをされるについて、このようなあっせん制度がありながらそれを十分に活用しているとは言えない現状で、調停、仲裁という制度を飛び越えて裁定という強い拘束力のある制度を設けた理由は何ですか。これだけ意見が違いますよね、意見が違うものを、なぜ飛び抜けて調停をし

たり仲裁をしたりして、そして最終的には法的な拘束力を持つようなことにするような手順をせずに一挙に、あっせんもしなかったのに今度は裁定という権力を使うようになったのはどういうことですか。

○政府委員(森島展一君) 郵政省といたしましては、あっせんの制度のもとで何とか問題を解決するよう努力したつもりでございますが、先ほど申し上げましたように、この話し合いがいわば入口の段階でとまって手詰まりになっておると、こういう実情でございます。そこで、当事者同士の話し合いによる同意ということの基本としながら、何よりもその話し合いを実質的に行わせるための効果的な手だてが必要ではないかと考えまして、ほかの制度を参考にいたしましてこの裁定制度ということを取り入れる内容の法律改正を御提案申し上げた次第でございます。

ただ、この制度の運用に当たっては、裁定に至る前の段階で事実上のあっせんという努力を行うべきだ、当事者の話し合いで解決されるように努めるというふうにしななければならないと考えております。

○片山甚市君 法律つくるときの希望的観測でそうおっしゃるけれども、先ほど言われるように、著作権としての財産権の問題と、もう一つは、それを自由に使いたいというところでは天と地の隔たりがあつて大変難しいのにかかわらず、事実上のあっせんができるというんなら、今までやられておるはずであります。今までやられなかったということがあるから裁定になったと思う。法律を通すためには、よく相談をして自主的に決めてもらいますと言っておるけれども、大変奇妙なことだと思います。最終段階で判断しますが、郵政省のおっしゃることについてそうだなと、そんなものかなと、これだけの意見の違いについてどちらが正しいと言っておるんじゃないですよ。意見の違いがあつて、それを権力で抑えていくようなやり方についてはいかがなものかという考えです。

そこで、それでは裁定という制度の法律の意味と他の法律における裁定の制度の例及びその適用状況について、郵政省がわかれば教えてください。

○政府委員(森島展一君) 裁定と申しますのは、当事者の申請によりまして、紛争が生じたときにその紛争の解決を図るために第三者が介入する制度でございます。公平な第三者が争いのある両当事者の主張を十分に聴取した上で結論を裁定として出しまして、これに両当事者が法的に拘束されるということになるものでございます。

裁定の例といたしましては、著作権法におきまして放送事業者と著作権者との間の放送の許諾に関するもの。それから特許法におきましては、特許発明の実施を希望する者と特許権者または専用実施権者との間の通常実施権の許諾に関するもの。こういったもの等、数にして七十を超える例があるように承知しております。また、この著作権法ですとか特許法におきましても、裁定というものは伝家の宝刀ということにしておりまして、その実際の適用はほとんどないというふう聞いております。

○片山甚市君 特許法また著作権法については文教委員会でご審議しておるんですね。もう既に決まったかもわかりませんが、改正についての法案が同時に進んでおるところです。

改正案によると、この裁定については、CATV事業者またはCATV事業者になろうとする者の側からしか申請できないことにな

っていますが、その理由は何ですか。

○政府委員（森島展一君） 再送信の同意は、放送事業者が一方的に行う行為でございますので、CATV側は同意を求めるという立場でございます。したがって、現実に放送事業者側から裁定の申請があるということは考えにくいわけでございます。

○片山甚市君 そこで、CATVの事業者が郵政大臣に対して裁定の申請ができるのは、放送事業者との再送信同意に関し協議が調わない場合または協議することができない場合としておりますが、そこで、協議することができない場合というのはどのような事情を指しますか。

○政府委員（森島展一君） 協議をすることができないといいますが、CATV事業者が放送事業者に対して再送信同意の申請をしましても、それに対する回答が行われぬとか、CATV事業者が誠意ある態度で回答を督促いたしましても責任者が誠意をもって応対しない場合、こういったことを指しております。

○片山甚市君 裁定については第三者が裁定をするということをおっしゃっておいたんですが、この法律案を見ておると、CATVを育成したい、テレピア構想の中核としても、将来の通信事業者にしても育てていきたいという郵政省の願望を込めた、CATVに肩入れをするための法案でありますから、主観的に必ずしも郵政省は第三者ということには私はならないと思っております。法律上、郵政省がどこかに偏っておるんじゃないか。というよりも、CATVを育成したいという立場から、民放は兄弟である、だからそのぐらゐのことはしてもいいんじゃないかというように言っております。それについては私の意見ですから答弁要りませんが、どうも生臭い、やっているとどこかにおいがする感じがしますね。

そこで、CATV事業者から大臣に対し裁定の申請がされたときには、大臣は放送事業者に意見を提出する機会を与えなければならないとしておるが、民放の区域外再送信において事実上問題となっているのは、例えば当事者であるCATV事業者とキー局との関係だけでなく、両当事者とは法律的には第三者にすぎない地元民放局の利害である。そして、あっせんにおいては、CATV事業者とキー局と地元民放局の三者の話し合いを行い得るが、裁定においては、制度上当事者間の関係を規律するにすぎない。

そこで、大臣の裁定の申請において、このような立場に置かれる地元民放局の意見はどのように反映されるのか。質問は、いわゆるこのような立場に置かれる地元民放局の意見はどのように反映されるのかについてお答え願いたいんです。

○政府委員（森島展一君） 再送信同意の問題につきましては、できる限り裁定に至る前の段階で事案の解決が図られることが望ましいと考えておりますので、当事者である区域外民放局からぜひ地元の民放局の意見も聴取してもらいたいといったような具体的な要望が出される場合には、地元民放局からの意見を聞くことにしたいというふうに考えております。

○片山甚市君 そこで、大臣は、再送信を同意しないことにつき放送事業者側に正当な理由がある場合を除き、同意すべき旨の裁定をするとのことでありますが、正当な理由とはどういうことですか。

○政府委員（森島展一君） 正当な理由がある場合というこの判断につきましては、具体的な事案に即して両当事者の異なる意見、こういった点について個別に判断するということになりましても、一応の目安として、判断を求められる代表的なケースを想定して、例示しますと五点ございます。

まず第一に、放送番組が放送事業者の意に反して二部カットして再送信されるような場合。それから二番目が、放送事業者の意に反して異時再送信される場合、この異時再送信といいますが同時でない再送信でございます。一たん録画してまた再送信するというような場合でございます。それから三番目が、放送時間の開始前や終了後にそのCATVのチャンネルで別の番組の有線放送を行う、こういうことがあります。放送事業者の放送番組であるのか、ほかの番組であるか混乱が生じるというようなことが懸念されますが、そういった混乱が生じる場合、これが第三点でございます。それから第四番目には、CATVの施設が確実に設置できるという見通しがない、あるいは施設設置の資金的基礎が十分でない、こういったことでCATV事業者としての適格性に問題があるというふうに考えられる場合。それから五番目が、CATVの送信、受信の技術レベルが低くて、良質な再送信が期待できない場合。一応の目安としてこの五つのケースが判断の基準と考えられます。

（略）

○片山甚市君 時間をとって両事業者に話を聞いたのは、郵政省がお考えになっておることと事業者がお考えになっておることについての間にどのくらい距離があり、密接さがあるかということについて証言を得たかったからです。質疑時間がほんのわずかしかないのですが、その中でこれだけの時間をとった理由は、やはり郵政省に当事者の意見をよく聞いてやってもらいたい、それを記録上にも残しておきたいと思ったからです。

両者にはそれぞれ特性があることが明らかになりました。その特性が生きるようにしなければならぬことは言うまでもない。裁定ですべてが解決しないことは明らかになったと思います。

そこで、再送信を同意すべき旨の裁定を下すに当たって再送信の実施の方法等を定めなければならないと規定されておりますが、同意すべき旨の裁定を下すに当たってのCATV側の条件及びその条件を付すについての判断の基準は郵政省としてはどう考えていますか。

○政府委員（森島展一君） CATV側に課します条件としまして、再送信同意制度の趣旨にかんがみまして、放送事業者の放送の意図がその意に反して害される、あるいは歪曲されるという事態を防止するための見地からの必要な事項、これが条件になるというふうに考えております。

○片山甚市君 郵政大臣がこの裁定をしようとするときには、政令で定める審議会、すなわち電気通信審議会に諮問しなければならないとしておりますが、公正を確保するために、審議会においてこの問題に関しどのような審議の手続を踏まれますか。

○政府委員（森島展一君） この事案の重要性にかんがみまして、審議会におきましては公正な立場で慎重な審議が行われなければならないということこれは当然でございますが、そのため外部への審議結果の公表を含めた十分な配慮がなされるものというふうに考えております。

○片山甚市君 今までの折衝の中でも郵政省は、この大臣の裁定の制度については、いわば伝家の宝刀であり、原則としてこれを適用する意図はないと表明しておりますが、それではCATV事業者から裁定の申請が出された場合、郵政省はどういう対処をされますか。

○政府委員（森島展一君） 仮に裁定の申請があった場合におきましても、両当事者が十分に議論を尽くしたかどうか、それから当事者の話し合いで協議が成立する余地は本当はないのかといった点につきまして慎重な判断をしたいというふうに考えております。

○片山甚市君 やはりいろいろと意思の懸隔について、隔たりがありましても、自主的に話をして決められるように努力を願いたいと

思うんです。

そこで、申請が出された場合においても、あくまでも当事者の自主的解決を期待するとのことでありますが、それならば裁定制度を設ける必要はないと考えるが、大臣はどう思うか。

○国務大臣（佐藤文生君） 今回の裁定の制度を導入したからといってもこれは最後の手段でありまして、それに至るまでの段階で何とか話し合いで解決するように最大限の努力を省としても行わなければならないと考えております。

したがって、裁定の制度は、その話し合いを進めるため、いわば後ろ盾としての重要な役割を果たすことに期待して運用していきたいと、こういうぐあいに考えております。

○片山甚市君 大臣の答弁よくわかりました。

しからば、あつせんをあきらめ裁定を行使する場合とはどのような場合か、具体的に局長の方から答えてください。大臣じゃちよとまずい。

○政府委員（森島展一君） 一方の当事者があつせんに応じないとか、あるいは両当事者は十分に議論を尽くしましたが、その当事者の話し合いではもはや協議が成立する余地がないのではないかと判断されるような場合に、御指摘のようなことに該当するというふうに思います。

○片山甚市君 基本的には当事者間の自主的な協議による解決が好ましく、争いが生じた場合には郵政省の事実上のあつせんにより解決すべく努力していくということで大臣は答え願ったと思いますが、それでよろしいか。

○政府委員（森島展一君） 御指摘のとおりでございます。

○片山甚市君 この裁定制度に対する救済措置についても伺っておきたいんですが、裁定という大臣の処分に対して当事者は大臣に異議申し立てを行うことができるが、地元の民放は法律上第三者として異議申し立てを行うことはできません。この点についてどうお考えですか。

○政府委員（森島展一君） 再送信同意制度の趣旨からいたしまして、地元局は直接の当事者でないためにそういうことになるわけですが、そこに至るまでの前の段階でさまざまな形で地元局が意見を述べたりするということが可能であると考えております。

○片山甚市君 そうすると、地元の民放局の意見はよく聞いた上で、民放局の立場を聞いた上で配慮されることについて局長が重ねて申されたと理解してよろしゅうございますか。

○政府委員（森島展一君） 当事者の放送局の方から地元の意見も聞いてほしいというような希望が出されることが考えられますが、そういった場合は地元の意見も聞くべきものというふうに考えております。

○片山甚市君 参考人の方々も、郵政省はそう言っておるんですが、不幸にして裁定をしなきゃならぬ処分するときには、地元の皆さんの意見を反映できるように努力をしてもらって、話し合いを通じて、裁定に至るまでの間に和解、自主的な解決ができるように御努力を賜りたいことを申し上げておきます。御答弁要りませんが、とにかくどちらにしてもこれは法律の介入を許すということが大変心配だということで議論したわけでありまして、どちら側がいいとか、CATVが悪いとか民放が悪いとか、というようなことで頭から思っ

て質問しているわけではありませんで、できるだけ努力をしてもらいたいと思うんです。さらに、この異議申し立てに対する郵政大臣の処分について不服のある当事者は当該異議申し立てに対する決定に対して取り消しの訴えを提起することができるが、仮に大臣の裁定処分が取り消し訴訟で取り消された場合には、大臣はどう対応されるんですか。非常に難しいことですが、裁定したんだけど裁判にかけたら負けたというか、取り消せと言われたときに大臣は素直に取り消しますか。

○国務大臣（佐藤文生君） 先生の御指摘のような事例がかりそめにもないように、私としては十分に慎重に対処してまいりたいと。そういうことのないような見通しを持ってやるということでございます。

.....

○服部信吾君 きょうは参考人の方も来ていただいておりますので若干ちょっとお伺いしたいんですけども、再送信に当たって民放連の皆さんと日本有線テレビジョン放送連盟の皆さんとなかなか同意という問題でうまくいかなかったと、こういうふうなことで今回の法改正になったと思うんですけども、率直に言って民放連の参考人の方、あるいは有線テレビジョン放送連盟の参考人の方の今回の法改正について率直な御意見を述べていただきたいと思います。

○参考人（長竹成吾君） 民放連の意見を申し上げます。

当初、法律改正につきましては、現在の有テレ法にある再送信の同意条項を撤廃するというふうに承っていたわけでございます。そういうことで、その対応策をいろいろ検討したわけでございますが、再送信の同意条項というのはぜひこれは存置しておいていただかなくては困るということで、その点を郵政省にも陳情いたしまして、その点については郵政省当局も御了解されて、改正案の中に残ったわけでございます。そのかわりと申しますか、従来のあつせん条項を裁定という形に改正するというような話を承ったわけでございますが、これが法案が提出される直前でして、このことについては正式には郵政省の方に意見を述べておりません。ただ、連盟の内部でいろいろ検討しました結果、やはり裁定というものがかなり行政の権限が強化されるということですので、裁定の基準、そういうものが明示され公開される必要があるんじゃないか。それから、放送事業者が今厳しく遵守を要請されている放送秩序という問題が今後非常に成長が期待されているCATVについては全く無関係になってしまう。やはり同じように家庭のブラウン管に入ってくるという点では放送もCATVも同じなんですから、ある程度やはり整合性がなくてはならぬ。そういう見地から、放送の秩序というものについても裁定の際の大きな基準にさせていただきたいというようなことを国会の審議の場でも申し上げる必要があるというような意見でございました。

以上でございます。

○参考人（母袋恭二君） 私どもが民放の事業者に対して同意をいただいているところが全部あるわけですけども、問題になっているのは一部の——一部のと言うと大変失礼な言い方なんですけど、放送事業者が恣意的にといいますか、同意権の乱用とも言えるような、全く話をしただけがないという状況が非常に長く続きまして、そのために各地でCATVの事業化を断念したところも出てきた事例を私存じております。

そういうふうなことから、私どももいたしましては多年郵政省に対していろいろなお願いをしてまいったんでございますけれども、ことしの二月に同意条項の撤廃というものを陳情いたしましてお願いをしたわけでございまして、その結果が今回の法改正につながってきたと私どもは思っております。そういうふうなことで、今後私どものお願いに対して放送事業者がお話し合いのテーブルに座って



いただけるものであるというふうなことで、大変な前進じゃないかというふうに考えております。

○服部信吾君 民放連の皆さんのお考え方と、それから今、日本有線テレビジョン放送連盟の方のお考え方を聞いておられますと、当初民放連は撤廃、まあ残ったと。有線テレビジョン放送の場合は、この同意は結局撤廃されなかったと、こういうところであつせんから裁定と、こういうふうになったわけでありすけれども、何となく大臣、これ傷み分けみたいな、共存共栄ということからはちょっとほど遠いというか、まだまだ内容が煮詰まっていないうんじやないかというふうな気がするんですね。

それで、特に民放連の方からは裁定については余り正式には聞いていなかったというようなお話もあるようでありますけれども、この点についてはどのようにお考えですか。

○政府委員(森島展一君) 再送信同意の撤廃というようなことでCATV事業側から陳情がございまして、これにつきましては、郵政省といたしましても民放連の方と何遍か話し合いをいたしまして、同意条項の撤廃は困るという強い御意向を聞きましたので、この現在のあつせんの手詰まりを打開するには何らかのひとつそこで方法を考えなければならぬということで裁定という制度を御提案申し上げたわけですが、これに至ります段階で民放連の方の御意見を聞きながらそういうことを考えたということで、はっきりこの民放連に裁定でいくということをお知らせしたのは確かに法案の提出の直前であったかと思いますが、それに至る過程でその辺の民放の方の御意見もいろいろお聞きして、同意条項の撤廃ということはこれはやはりやるべきではないという判断で法律の改正を御提案したところでございます。

○服部信吾君 大体参考人の皆さんの御意見は先ほど片山先生からお話がありましてわかりましたので、もう結構でございます。

○理事(片山甚市君) この際、長竹、母袋両参考人に一言御礼を申し上げます。

今日は御多用のところ長時間にわたりまして本委員会の審査に御協力をいただきまして、まことにありがとうございます。本委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

○服部信吾君 民間のCATV業者の方々からいろいろとあつせんをお願いしたけれども、なかなかこの解決ができなかったというふうな面が随分あるようですけれども、現在、今までどのくらいのあつせんがあつて、その中でどのくらい解決されておるのですか。

○政府委員(森島展一君) 現在私どもの承知しておりますところでは、再送信の同意を与えていない民放事業者が二十二、それから再送信の同意を得られないCATV事業者が九、こういうことでございまして、これらのケースにつきましては、私ども地方電気通信監理局等において事実上のあつせんということを非常に努力してきたところでございまして、いまだにその同意が得られていないと、こういう状況になっております。

なお、そのほかの、再送信の同意がこのあつせんといいますが、話し合いによって得られたケースもございまして、事実上のあつせんというふうになったものは私どもの承知しているものでも十数件はございます。

○服部信吾君 やっぱり区域外再送信の場合ですけれども、なかなかあつせんが難しいということなんでしょうけれども、これは根本的にどがどうお互いに合わないんでしょうかね、どのように把握しておりますか。

○政府委員(森島展一君) これは、区域外の再送信をするということにつきまして、民放の事業者側から、それによってチャンネルプランが形骸化するではないかとか、そういう理由が挙げられておりますが、やはりCATV事業者というものを競争者と見て簡単には応じられない、こういうことかと思ひます。

○服部信吾君 そこでちょっとお伺いしたいんですけれども、いわゆる同意をしなかった二十二件あるという中で、その内訳ですね、区域内再送信あるいは区域外再送信。区域外再送信においてはなかなか同意を得られないというはある程度わかると思うんですけれども、区域内再送信に同意をできないということについては、これはどのようにお考えですか。

○政府委員(森島展一君) この区域内だけの再送信でございますと、民放の方もそういうものについては特に問題にしていないうわけでございますが、その同意を得たいCATV事業者が区域外の再送信もしたいということがわかりますと、その区域内の民放事業者がそういうことでは自分のところの区域内再送信も同意しない、こういうことで区域内再送信の不同意ということが起こっております。

○服部信吾君 その辺でせめて区域内再送信ぐらいは認めてやったらどうかという気はするんですけれども、これはどうなんですか。

○政府委員(森島展一君) おっしゃいますような御趣旨で私どもも民放の事業者に対しましていろいろ話し合いをお願いし、その結果、いろいろもめた結果、区域内については同意するというケースも出てきておりますので、先ほど申し上げました十数件というのはそういうことで一部区域内については解決した、こういうケースでございます。

○服部信吾君 一応CATVの事業を認可するに当たっている基準があるかと思うんですね。それで、その基準によってそれを設置した。ところが、問題の区域内においても再送信ができないとなると、やはりちょっといろいろ、それこそ事業自体が問題になってくるんじゃないかと思うんですけれども、この点はどうか。

○政府委員(森島展一君) おっしゃいますように、CATVが現段階におきましては再送信の番組に非常に大きく頼っている面がございまして、この同意が得られないということでは、先ほどもCATVの連盟の方からもお話しがありましたように、事業を断念するとか、そういうことも起こってくるわけでございます。

○服部信吾君 そこで、若干ちょっと法案の内容についてお伺いしたいんですけれども、仮に裁定に持ち込まれた場合、これはどのような基準で裁定を行うのか、この点についてです。

○政府委員(森島展一君) この裁定の基準といたしましては、正当な理由があるかどうかということがこの御提案申し上げております法案に入っておりますが、その正当な理由の判断は個別的な事案に即して判断しなければならないと。その場合、当然当事者の意見を十分勘案しながらということで、一概には申し上げられないわけですが、一応の目安として私ども五つのケースを考えておまして、まず一つが、この放送事業者の意図に反して番組がカットされたりするということ。それから二番目が、やはり放送事業者の意図に反して同時に再送信しないで一編録画して、異時再送信と申しておりますが、そういうことがある場合とか、それからチャンネルの中に一つの番組が終わったときに別の番組を入れたりしてどの放送であるか混乱が生ずる、こういったような場合。それから、このCATV事業者が施設の設置の本来に能力とか資金計画等の適格性があるかどうか疑問の場合。それから五番目といたしまして、技術的なレベルにCATVとして問題があるような場合。こういった五つのケースを一応の目安として考えております。

○服部信吾君 その裁定の結果を出す機関というのはどんな形でやるのか、それから同意をしないというほとんどそういうふうな形の結果になるんじゃないかと思うんです。今いろいろと五つ言われましたけれども、その辺はどのようになっておりますか。

○政府委員（森島展一君） 御提案申し上げておりますこの法案では、「正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をする」ということですので、先ほどのような判断の基準で、理由が認められる場合を除いては同意の裁定ということになります。やはり同意をするには適しないと、そういう同意をしないことが適切であるというそういう判断もあり得るわけでございます。ただ、それはやはり正当な理由がある場合に限られるわけでございます。

○服部信吾君 どういう機関で裁定結果を出すんですか。

○政府委員（森島展一君） これは郵政大臣が裁定をするわけでございますが、その場合は、この当事者からの意見書を提出していただいてそれを十分勘案するほか、これを公正な判断をするために政令で定める審議会に諮問すると、こういうことで慎重な手続をとることにいたしております。

○服部信吾君 その裁定に不服があった場合はどういうことになりますかね。

○政府委員（森島展一君） この裁定に不服な場合には郵政大臣に対して異議申し立てを行いまして、これが電波法に定めます電波監理審議会において審議され、議決されると、こういうことになります。

○服部信吾君 もし同意の裁定が出て、それでおかつこれを実施しないというふうになった場合たは何か罰則規定とかそういうものがあるわけですか。

○政府委員（森島展一君） 裁定に従わないということ自体に対しては罰則はございませんが、この再送信の同意を得ないで有線テレビジョン放送を行うということについての政府の行政措置、あるいは業務停止というような行政措置、それからそれに従わなかった場合の罰則、こういうものがございます。

○服部信吾君 そこで、先ほど裁定の基準をちょっと聞いたわけですね。それで五つの条項があると。一つとしては、放送番組が放送事業者の意に反して一部カットして再送信される場合とか、放送事業者の意に反して異時再送信される場合云々と、こうあるわけですね。これは当然同意するまでには、事前に出すわけですから、当然こんなふうなことはクリアしていくんじゃないかと思うんです。再送信してもらうに当たっての裁定の条件があるわけでしょうから。初めからこういうものに対して、当然基準に合ったようなものを出していくんじゃないかと思うんです。どうですか、これは。

○政府委員（森島展一君） 話し合いの過程で当然、放送事業者の意図に反しないかどうかというようなことを詰めていくわけでございますが、今までの同意が得られないでもめておりますケースを見ますと、そこへ行くまでの段階で、そういう条件をどうするかというような前の段階で手詰まりになっておる、こういうことでございます。

○服部信吾君 だから、要するに裁定の基準を出すときに当然この五つのものは、同意をするに当たっては、これから再送信してもらいたいというCATV業者があれば当然こういうのは初めからクリアして、そしてやっていくんじゃないんですか。

○政府委員（森島展一君） CATV側としては、当然そういうことはクリアしてお話し合いを進めるといことになるわけでございます。

○服部信吾君 そうなると、ですから初めから裁定の結果は決まっているんじゃないかということを行っているわけなんですかね。

○政府委員（森島展一君） 決まっておるといことには当たらないかと思いますが、この「正当な理由」ということで、よほどのことがない場合には再送信のこの同意というようなことが、当然民放側でもそれ以外に特殊な理由が、だれでも納得できるような理由がない限りは、やはり同意をすべきものというふうに考えております。

○服部信吾君 だから、お互いに再送信の同意をしてから裁定が出て、そうしてから、たまたまCATV業者なりそういうものが、今言ったようなことを一部反してカットするとか、こういうことをすれば、これはこの同意事項自体がだめになるというようなこともあるかもしれませんが、裁定の時点ではもうこれはそれぞれお互いに、業者としてもすべてこういうものはクリアして出すんじゃないか、そうなったときに、これはなかなか同意しない、ノーというものは出ないんじゃないかということを行っているわけです。

○政府委員（森島展一君） おっしゃいますように、よほどのことがなければやはり同意することに向けて両者が話し合うべきだと思っております。その際、CATV側でクリアしなければならないようなことは当然クリアすべきものというふうに思っております。

○服部信吾君 そこで、ちょっと文化庁にお伺いしたいんですけども、著作隣接権、この点についてちょっと御説明してください。

○説明員（岡村豊君） 御承知のとおり、人間の知的な所産の保護につきましては、著作権による保護というのが一つございます。これはどういふのかといいますと、小説家とか作曲家がつくりました小説、作曲につきまして、その著作者である小説家、作曲家に排他的な権利を与えて、人格的、財産的利益を確保する、こういう趣旨でございます。

ところで、小説家や作曲家のように著作物をつくるのではないけれども、著作物の公の伝達について大変大きな役割を果たしており、かつ伝達の際に著作物の創作に準ずるような、私どもこれ準創作的行為と呼んでおりますが、準創作的な行為を行っている方々がおられます。これは実演家、レコード製作者及び放送事業者、この三種類の方々でございます。こういう方々につきましては著作権ではございませんが、著作権と同じように一定の排他的な権利を与えまして、その方々の財産的利益を確保する、こういう制度がございまして、これが著作隣接権と言われるものでございます。

これは単に我が国だけの制度ではございまして、そういう人たちの著作隣接権を国際的に相互に保護し合おうということで、一九六一年にローマで実演家、レコード製作者及び放送事業者の権利の保護に関する条約、通称隣接権条約というのがつくられておりました。我が国はまだこの隣接権条約には加入しておりませんが、今加入に向かって検討中でございますが、ただ、国内制度としては現行著作権法をつくる際に、将来この隣接権条約に加入するということを想定いたしまして、この著作隣接権の保護制度を現行著作権法においてとっておりますわけでございます。

それで、ただいま問題になっておりますのはそのうちの放送事業者の権利であろうかと思いますが、放送事業者の権利につきましては複製権、あるいは放送権、有線放送権、それからテレビジョン放送の公衆への伝達権、この四種類の権利を放送事業者に与えておる

ところでございます。

○服部信吾君 ちょっと具体的に伺いますけれども、民間放送業者とCATV業者に対してこういう形で裁定した、で、同意しないと、こうなって、ところが、民間放送業者が著作権隣接権を盾に嫌だと言った場合には、これはどうなるんですか。

○説明員(岡村豊君) 有線テレビジョン放送で認められております同意の制度と、それから著作権法で規定いたしております著作権隣接権制度というのは全く別個の制度、権利でございます。したがって、理論上は著作権隣接権は著作権隣接権として許諾権でございますからノーと言うことは可能でございますけれども、御承知のとおり著作権あるいは著作権隣接権というのは、権利者の権利を保護すると同時に、これは文化的遺産でございますので国民の多くの方々にご利用していただくということによって初めて重要な意味を持つ。したがって、公正な利用ということについてもその法律の趣旨の中にはあるわけでございます。これまでいろいろ著作権、著作権隣接権の利用につきましてはそういう法律の趣旨にのっとって権利者と利用者で話し合いをして、一定のルールをつくりまして、そして円滑な利用が行われてきているというのが実態でございます。

ただいまの放送事業者の著作権隣接権の行使につきまして実態を申し上げますと、同意のあったテレビジョン放送の再送信につきましてはお金も取らずに許諾しておるといのが実態でございます、したがって、実際問題として隣接権の行使ということによるトラブルというのが現在CATVについては一切ないというのが私どもの承知しているところでございます。

.....

○山中郁子君 そうすると、同意を与えない場合の理由としてはこのことはあるということですね、あるから五つ出していらっしゃるのだけれども、私は、今CATVはたくさんチャンネルがありますよね、だから今の問題として考える必要はないとは思わなければならない、将来の、CATVに限らずですけれども、アメリカの状況なんかを見たりしても、日進月歩というか、変化は早いと思うんですよね。そういう場合に、今から手を縛るような形の基準をつくるのが適切なのかなという気がしないでもないんですけども、その辺はどうお考えですか。

○政府委員(森島展一君) 申し上げましたこの五つの判断基準と申しますのも、これは一応の目安でございまして、これが非常に弾力性のない基準というふうには考えておりませんで、その個々のケースあるいは時代の進展というようなことで弾力的に考えられるとは思いますが、基本的にこの再送信の同意をしない正当な理由は、放送事業者側の意図が損なわれたり歪曲されたりする、そういうことで判断すべきだと思ひまして、その例としてこの五点のうち三つ一応の目安を考えたわけでございまして、また残りの二点は、CATV側が不適格であれば、これは同意をしない正当な理由になるだろう、こういうことでございまして、

CATVがもし急速に普及するというふうなことがあるとするならばこういう考えでいいのかと、こういう御懸念かと思ひますが、CATVは非常に設置のための設備資金が要りますし、建設期間も長くなるということで、これが大きく発展するということは期待はしておりますけれども、なかなか時間がかかるのではないかと、こういうふうに思っております。

○山中郁子君 もちろん私も短時間で考えられないようにふえていくという極端なことを申し上げているわけではありません。

そうしますと、今五項目の裁定の際の基準というのはかなり柔軟性をもともと持っているものであるということなのですけれども、私どもはどういう形でこれは基準を理解すればよろしいんですか。今郵政省がそのように考えているということだけですか。

いずれにしても、そういうふうにして御答弁があつて議論の材料になっているわけだから議事録に残っていくわけですよ。それはそれなりのものとして残るのだけれども、例えば規則とか、役所で内規とかどうかどうかわかりませんが、そういう性格のものとして受けとめればいいんですか。

○政府委員(森島展一君) 先ほど申し上げましたように一応の目安ということでございまして、これを規則化するか、そういうことには考えておりませんが、実際にこの裁定の制度ということをお認めいただいた場合に、いろいろ当事者、つまりCATV事業者と民放事業者の話し合いを促進するという際においての一つのガイドラインというようなことで関係者にも示し、またそういう実際の話し合いを促進する事務を担当する地方の電気通信監理局にもガイドラインを示すというようなことはあるというふうに考えております。

.....

○田英夫君 今度のこの制度で伝家の宝刀は抜かれないとおっしゃるけれども、抜く前の、事実上のあつせんの段階でもそうですけれども、両当事者という言葉がしきりに使われてまいりました。つまり放送事業者とCATVという関係ですね。しかし実際に、民放連の方も言っておられましたけれども、一種の経営上被害を受けるのは地元の放送事業者なんですね。ですから、私は、やはりこの三者の意見を十分に聞く。実は、衆議院のことをあれ言うわけじゃありませんけれども、衆議院における附帯決議を拝見しても、「裁定に当たっては、両当事者の意見を公平かつ公正に聴取し、当然ですけれどもあります。私はやはりもう一つ、経営上被害者になるおそれのある地元放送事業者というものの意見も十分に聞きいただくべきだと少なくとも思ひますが、その点はいかがですか。

○政府委員(森島展一君) 再送信同意につきましては、確かに当事者は再送信の番組を送る放送事業者とCATV事業者でございますが、この区域外再送信の場合、先生おっしゃいますように被害者は地元の民放ではないか、こういうことでございまして、被害者というところは民放連の方でも意見として言っておられる、経営に対してダメージが及ぶと、こういう趣旨かと思ひますが、私どもは、先ほど来申し上げておりますように、近い将来においてそういう民放の経営にダメージが及ぶ、そういう被害者というふうには考えておりませんが、ただ、当事者の意見を十分に聞くという中には民放側として地元の民放の意見も聞いてほしいというようなそういう要望が当然出てくるのではないかと、これも考えられますので、そういう場合はやはりよくそういう意見も聞いてみたい、こういうふうにご考慮しております。

**昭和六十一年五月十五日 第十国会 参議院 文教委員会議事録 抜粋**

○高桑栄松君 確かにブロードキャスティングは、テレビ局へ行きますとオンエアとありますから、確かにオンエアでブロードキャストなんだと、よくわかりました。

そこで今度は裁定制度のことで郵政省にお伺いをしたいと思ひます。

きのう、十四日の国会で郵政省が出された有線テレビ放送法の一部改正案が通過いたしました。その改正目的、要綱をちょっと説明していただきたいと思ひます。

○説明員(濱田弘二君) 有線テレビジョン放送法でございますけれども、この法律の中で、CATV事業者がテレビ局の電波を受信

いたしまして、それを同軸ケーブル等のワイヤでもってCATVの加入者に送信をする、これを再送信というふうに法律上なっているわけですが、この再送信を行いますためには、CATV事業者はあらかじめ当該放送事業者から同意を得ることを要する、そういうふうになっておるわけでございます。

ちなみに、我が国でCATV施設三万八千を超えておりますけれども、この九九・九%までは再送信業務をいたしておるところでございます。

ところで、先生だいまお尋ねの、今回の法律改正の目的なり中身でございますが、一口に申し上げまして、今回の改正はこの再送信に係るものでございまして、CATV事業者と放送事業者の間で再送信に関しましてなかなか協議がスムーズにいかない、こういうような場合に、再送信を円滑かつ適切に実施するために郵政大臣の裁定制度を設けようとするところでございます。

ここで若干この法律改正に至りました背景につきましてポイントだけを申し上げさせていただきますと、従来、我が国のCATV施設と申しますのは、地元放送の再送信を目的とします難視聴型のCATVで発生したわけでございます。したがって、非常に規模も小さかったわけでございますけれども、近年に至りまして、この地元放送の再送信に加えまして、地元放送局以外の再送信も行う、あるいはまた自主放送も行う、こういうような施設が徐々に増加してまいりましたわけでございます。こういうようなCATVの、まあ言ってみれば新しいタイプの出現に伴いまして、放送事業者の方が、今までは非常にスムーズに再送信の同意を出していただいていたわけですが、ここへ来てなかなか同意を渋られる。端的に申し上げましたら拒否をされるというような事例が相当ふえてまいりましたわけでございます。こういうような事情を背景にいたしまして、今回、法律改正となったところでございます。

○高桑栄松君 そうすると、著作権法に基づく有線送信権との間で、郵政大臣裁定が優位に立つということなのかと、何だかこの辺がよくわからないんですが、郵政省としてはどんなふうにお考えになりますか。

○説明員（濱田弘二君） この再送信同意制度というものの目的でございますが、これは放送事業者の方の放送の意図を保護することによりまして放送秩序の維持を図るところにポイントがあるわけでございます。したがって、著作権制度とはその制度の趣旨を異にしておるというふうに私どもも考えております。したがって、この再送信制度の関係での裁定が、著作権法上の著作権とか著作隣接権に影響を与えるものではないというふうに私どもも考えております。

○高桑栄松君 同じことを文化庁に伺いたいんですけれども、文化庁長官裁定というのも同じような意味である。郵政大臣は郵政大臣の裁定がある。どちらが優勢なのか、ちょっと伺いたいなと思っているわけです。

○政府委員（加戸守行君） 著作権法上の文化庁長官の裁定制度は、著作物を放送する場合に、著作者が私の音楽は放送しちゃいかぬ、小説は放送しちゃいかぬというようなことを防ぐために、公共目的で文化庁長官の裁定制度を導入しておるわけでございます。放送事業者の有線放送につきましては、これは著作隣接権の世界でございまして、これにつきましては文化庁長官の裁定制度はございません。この趣旨は、ただいま郵政省の方からお答えありましたように、有線テレビジョン放送法が放送秩序の維持の観点から同意制度はございますけれども、著作隣接権制度は、放送事業者の経済的な利益を担保するための権利として有線放送権を与えているわけでございまして、これはむしろ料金の問題で、値段が高い安い話し合いによって、話し合いに応ずれば許諾を与えるというシステムで、性格的に全く異なるものでございます。

○高桑栄松君 その辺になるとちょっとわからないんですけれども、著作権法による著作隣接権関係では、いやだったらノーと言えるというわけですね。そうすると、裁定との関連は、やっぱり郵政が優勢なんだろうかな。どうなんだろう。

○説明員（濱田弘二君） CATV事業者が再送信を行います場合に、有線テレビジョン放送法による同意を要するわけですが、あわせまして、非営利でかつ無料であるようなCATV施設を除きますと、著作権法によりまして放送事業者の方の許諾を得るという必要があるわけでございます。したがって、理論上の問題で申し上げますと、先生御指摘のように、裁定によりまして放送事業者は再送信の同意をすべきだという裁定が出た場合であっても、放送事業者の方が著作権法上の権利を行使されるということはあり得るところではあるかと考えておりますけれども、現在までの実態というところで申し上げますと、著作権法の許諾をめぐってのトラブルというのには私ども全く聞いておりません。

それからまた、今回、裁定ということに仮になりますれば、その事前の段階で、放送事業者、CATV事業者の両方の意見を十分に聴取する、こういう手続を踏みます。それからまた、裁定というものにつきましても、単に結論として再送信を同意すべきであるということだけじゃなくて、言ってみれば放送事業者の方の御希望といいますか、言い分も生かされるよう再送信における条件というものを付すということも十分考えられますので、理論上はともかくといたしまして、実態面の問題としては、先生御指摘のようなケースはまずないものというふうに私どもは考えておる次第でございます。

○政府委員（加戸守行君） 著作隣接権の上におきましては、放送事業者の有線放送権につきましては、著作物の放送とは異なりまして裁定制度はございません。

これは、今郵政省から御議論ありましたように、実態的なトラブルもないし、また、そういうケースも考えられないということでございますが、理論的可能性として、放送事業者の同意が拒まれたために、有線テレビジョン放送法上の同意の許可が郵政大臣から与えられたにもかかわらず、著作権法を理由に放送事業者がCATVに許諾をしないということが起き得るとすれば、それはまさに財産権の乱用でございまして、みずからの首を絞めるわけでございまして、その事態になれば文化庁としては、裁定ではなくて、放送事業者の隣接権を廃止するというような決意でも持たなきゃならぬ事柄ではないかというふうに考えております。もちろんこういうことは理論上の可能性だと思えます。

（略）